

令和5年度

奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の

点検及び評価の結果に関する報告書（令和4年度対象）

（案）

令和5年7月

奈良県教育委員会

目 次

はじめに	1
I 点検・評価の概要	2
1 目的	2
2 対象	2
3 実施方法	2
4 審議等の経過	2
II 令和4年度教育委員会の活動状況	3
1 教育委員会会議の開催状況	3
2 教育委員の活動状況	4
3 教育委員会の活動状況に対する評価・意見	5
III 施策の点検・評価	6
1 第2期奈良県教育振興大綱	6
2 施策の体系	7
3 施策評価シート（点検・評価と対する教育評価支援委員からの評価・意見）	7
1 ころと身体を子どもの成長に合わせてはぐくむ	
(1) 就学前教育の充実	8-9
(2) 健康教育の充実	10-11
(3) 食育の推進	12-13
(4) 体力の向上と運動習慣の定着	14-15
2 学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ	
(1) 主体的・対話的で深い学びの実現	16-18
(2) 教職員の資質向上	19-20
(3) 魅力と活力あるこれからの高校づくり	21-22
(4) ICTを活用した教育の推進	23-24
(5) 学校における働き方改革	25-26
(6) 安全安心な教育環境の整備	27-28
3 働く意欲と働く力をはぐくむ	
(1) キャリア教育・職業教育の推進	29
(2) 社会に役立つ実学教育の推進	30-31
4 地域と協働して活躍する人を育てる	
(1) 地域との連携・協働推進	32-33
(2) 地域社会に貢献する人材の育成	34-35
(3) グローバル人材の育成	36-37
(4) 社会教育の推進	38-39
5 地域で個性が輝く環境と仕組みをつくる	
(1) 学校教育における人権教育の推進	40-41
(2) いじめ・不登校等への対策	42-43
(3) 特別支援教育の推進	44-46
(4) 多文化共生教育の推進（外国人児童生徒等への対応）	47-48
IV 関連資料	49
地方教育行政の組織及び運営に関する法律 ^{抜粋}	49
奈良県教育委員会点検・評価実施要領	50
教育評価支援委員会設置要綱	51

はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和31年法律第162号)第26条第1項の規定に基づき、令和4年度における教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価を行いました。

点検・評価を行うに当たっては、同条第2項により、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされています。

この報告書は同法の規定に基づき、県教育委員会が行った点検・評価の結果をまとめたものです。

奈良県教育委員会

教育長	吉	田	育	弘
教育長職務代理	伊	藤	忠	通
委員	上	野	周	真
委員	田	中	郁	子
委員	伊	藤	美	奈
委員	三	住	忍	

I 点検・評価の概要

1 目的

県教育委員会は奈良県教育の充実に向けて、様々な施策や事業に取り組んでいます。点検・評価は、県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況を見直すとともに、効果的な教育行政の推進及び改善・充実に資することを目的として実施しています。

2 対象

次に挙げる項目について、令和4年度の実績に基づき、点検・評価を行いました。

- (1) 県教育委員会の活動状況
- (2) 県教育委員会が実施する施策及び事業

3 実施方法

- (1) 県教育委員会の活動状況については、令和4年度の教育委員会の開催状況や審議事項等を総括し点検しました。
- (2) 県教育委員会が実施する施策及び事業については、令和4年度に取り組んだ事業等を20の施策に分類し、各施策を評価単位として、それぞれの事業等の取組状況を基に「施策評価シート」にまとめました。
- (3) 点検・評価の客観性・公平性を高めるため、学識経験を有する方など外部の方々6名により組織する「教育評価支援委員会」において、御意見・御助言をいただきました。「教育評価支援委員会」の委員は次のとおりです。なお、委員の任期は2年とし、再任は妨げないと定めています。

氏名	所属（職）
石黒 良彦	おおみね法律事務所（弁護士）
伊瀬 敏史	学校法人奈良学園（理事長）・大阪大学（名誉教授）
大野 裕己（委員長）	滋賀大学大学院教育学研究科 高度教職実践専攻（教授）
小柳 和喜雄 （副委員長）	関西大学総合情報学部・大学院総合情報学研究科（教授）
杉井 潤子	同志社大学研究開発推進機構（嘱託研究員）・京都教育大学（名誉教授）
春山 真美	奈良県PTA協議会（会長）

（50音順。職は令和5年6月現在のものである。）

4 審議等の経過

- ・ 令和5年6月13日（火）
教育評価支援委員会会議において、奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行った結果を示し、御意見等をいただきました。
- ・ 令和5年●月●日（●）
第●回定例教育委員会において、点検及び評価の結果に関する報告書について承認をいただきました。

II 令和4年度教育委員会の活動状況

1 教育委員会会議の開催状況

地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び奈良県教育委員会会議規則に基づき、定例会議を開催し、教育行政に関する重要事項等を審議しました。

(1) 定例会議の開催回数

14回（令和2年度22回、令和3年度16回）

(2) 審議等の内容

・議決事項

審 議 項 目	件数
委員会規則及び規程の制定改廃	16件
委員会の所管に属する学校その他の教育機関並びに市町村立学校（各種学校を含む。）の設置及び廃止	1件
教科書その他の教材の取扱いの一般方針の決定	2件
事務局及び委員会所管の学校（市町村立義務教育諸学校を含む。）その他の教育機関の職員の人事の基本方針の決定	1件
事務局及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関（市町村立義務教育諸学校を含む。）の職員の任免、分限、懲戒処分	3件
社会教育委員その他の法令又は条例規則に基づく各種委員の委嘱及び解嘱	5件
事務局及び委員会所管学校（市町村立義務教育諸学校を含む。）その他教育機関職員の研修の一般方針の決定	1件
教育に関する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価	1件
教育に関する予算及び議会の議決を経るべき議案についての意見の申出	13件
高等学校の通学区域の設定又は変更並びに入学者選抜方針の決定	4件
重要な行事の決定及び教育委員会表彰（軽易なものは除く。）	2件
奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第2条第1項の規定による学校運営協議会の設置	3件
その他（教育長に委任された事務のうち重要な事項等）	3件
計	55件

・報告事項

（4月人事異動の概要、争訟に関すること、高等学校用教科書の採択等） 12件

・その他報告事項

（各種調査結果、各種行事等実施の概要、報告書・リーフレット等の作成及び配布等）
54件

2 教育委員の活動状況

教育委員会会議での議論を深めるため、定例教育委員会の開催にあわせて事前に資料を送付し、様々な教育課題についての各委員の識見を高めました。

また、総合教育会議に出席し、第2期奈良県教育振興大綱の推進等に関する協議や、全国都道府県教育委員会連合会、都道府県・指定都市教育委員研究協議会に参加し、各種教育施策の動向や諸課題等について協議、情報交換等を行いました。

回	月日	内容
1	7月11日	<p>全国都道府県教育委員会連合会第1回総会</p> <p>行政説明「教師不足の解消に向けた人材確保と教師の資質能力の向上」を受けた後、議案「令和3年度一般会計歳入歳出決算」等の審議、「教師不足の解消に向けた人材確保と教員の資質能力の向上」をテーマとして各都道府県の教育委員と意見交換を行った。</p>
2	11月9日	教育委員会選奨授与式
3	12月21日	<p>奈良県総合教育会議</p> <p>「第2期奈良県教育振興大綱の推進について」、「教育ジャーナルについて」、「『これからの教育は何を目指すべきか』を考える（知事特別講義）について」を議題として協議を行った。</p>
4	1月20日	<p>都道府県・指定都市教育委員研究協議会</p> <p>行政説明「初等中等教育施策の動向について」を受けた後、「いじめ・不登校支援について」をテーマとして他自治体の教育委員と意見交換を行った。</p>
5	1月30日	<p>全国都道府県教育委員会連合会第2回総会</p> <p>議案「令和5年度連合会事業計画」等の審議、行政説明「いじめや不登校の現状と対応」を受けた後、「いじめや不登校の現状と対応」をテーマとして各都道府県の教育委員と意見交換を行った。</p>
6	2月1日	<p>近畿2府4県教育委員協議会</p> <p>「子どもたちにとっての望ましい高等学校入学者選抜の在り方について」、「管理職（教頭）試験受験者の確保について」、「教員採用試験の受験者数確保について」の情報交換、議案の審議を行った。</p>

3 教育委員会の活動状況に対する評価・意見

評 価 意 見	・「定例会議」の開催回数が令和4年度は14回になっているが、これは令和2年22回、令和3年16回に比べて減少している。コロナ対策等を含め、突発的な議題が減少し、平常に戻りつつあるという解釈でよいのか。
------------	--

県教委の 考え方	・令和2年度以降はコロナ対策により会議の開催を控えていた。令和2年度はコロナ対応や突発的な案件の審議のため開催回数は22回となったが、令和3年度及び令和4年度は、コロナ対策により会議の開催を控えた結果、16回及び14回となった。奈良県教育委員会会議規則第二条第二項で「定例会は毎月二回招集する。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。」と定めているとおり、令和5年度以降は、令和元年度以前の平均である年19回程度の開催を考えている。
-------------	---

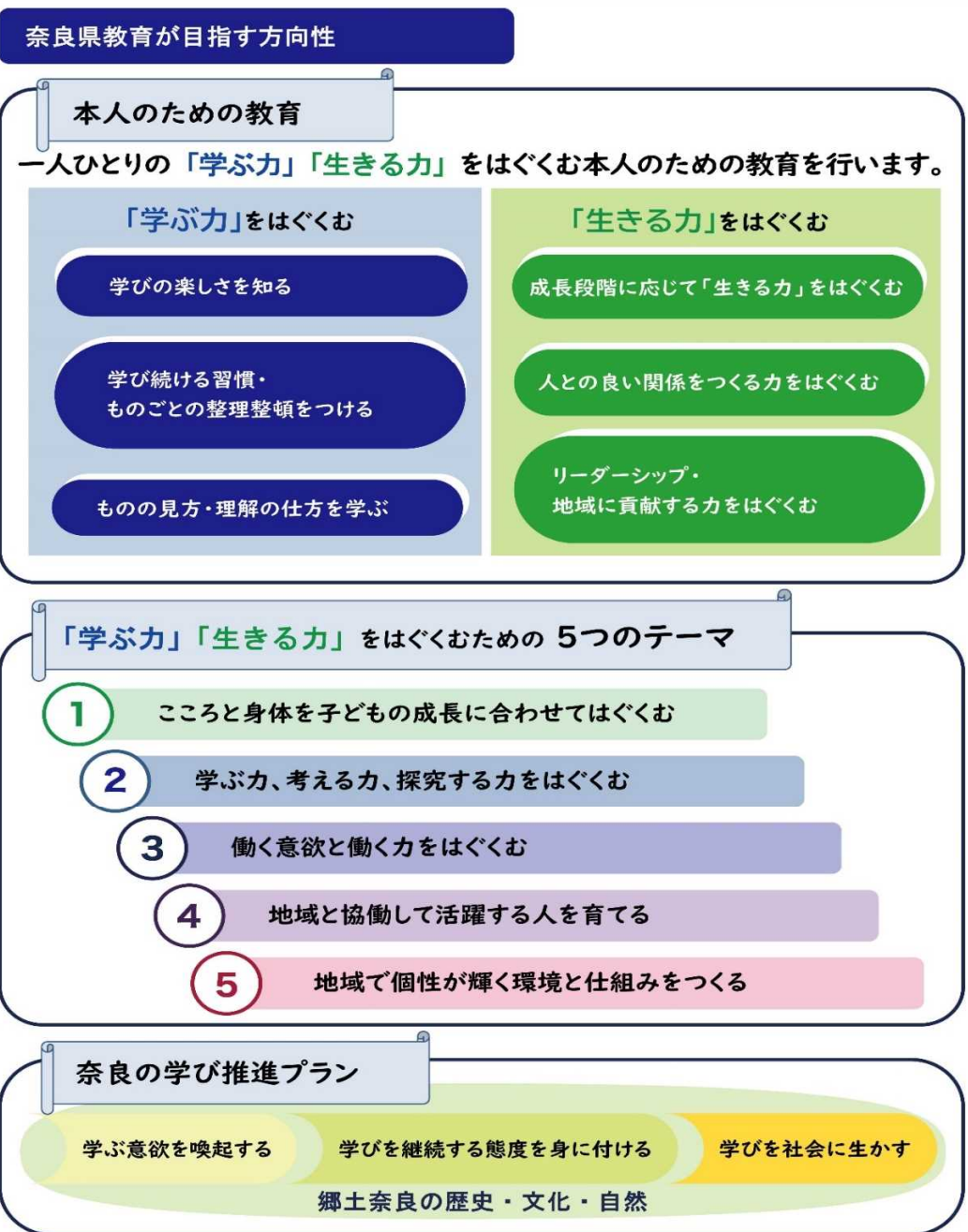
Ⅲ 施策の点検・評価

1 第2期奈良県教育振興大綱

令和3年3月に「第2期奈良県教育振興大綱」が策定されました。本大綱では、令和3年度から令和6年度までの4年間の本県教育の振興に関する総合的な方針として、子どもたち一人一人の「学ぶ力」と「生きる力」をはぐくむ「本人のための教育」を行うことを、本県教育が目指す方向性として示しています。

県教育委員会では、「奈良の学び」を実現するため、大綱で示された施策の方針に基づいて、テーマごとに県教育委員会が所管する各分野における20の主要施策を定め、「奈良の学び推進プラン」を策定しました。これは、教育基本法第17条第2項の規定に基づき定める本県教育の振興のための施策に関する基本的な計画（教育振興基本計画）にあたります。

● 第2期奈良県教育振興大綱の概要



2 施策の体系

「奈良の学び推進プラン」の実現目標達成に向け、県教育委員会では、年度毎の取組内容と目標・目標値を掲げた「令和4年度『奈良の学び』アクションプラン～奈良の学び推進プランを実現するために～」を策定し、施策の点検・評価を行う際の規準として事業の進行管理に資することとしています。そのため、第2期奈良県教育振興大綱で示された「教育施策の基本方針」に基づいて、テーマ毎に教育委員会が所管する「主要施策」を評価単位として、点検・評価を実施しています。

【施策の体系】

教育施策の基本方針	主要施策（評価単位）
1 こころと身体を子どもの成長に合わせてはぐくむ	(1) 就学前教育の充実
	(2) 健康教育の充実
	(3) 食育の推進
	(4) 体力の向上と運動習慣の定着
2 学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ	(1) 主体的・対話的で深い学びの実現
	(2) 教職員の資質向上
	(3) 魅力と活力あるこれからの高校づくり
	(4) ICTを活用した教育の推進
	(5) 学校における働き方改革
	(6) 安全安心な教育環境の整備
3 働く意欲と働く力をはぐくむ	(1) キャリア教育・職業教育の推進
	(2) 社会に役立つ実学教育の推進
4 地域と協働して活躍する人を育てる	(1) 地域との連携・協働推進
	(2) 地域社会に貢献する人材の育成
	(3) グローバル人材の育成
	(4) 社会教育の推進
5 地域で個性が輝く環境と仕組みをつくる	(1) 学校教育における人権教育の推進
	(2) いじめ・不登校等への対策
	(3) 特別支援教育の推進
	(4) 多文化共生教育の推進（外国人児童生徒等への対応）

3 施策評価シート

「20の主要施策」を評価単位として、各施策の状況をそれぞれまとめています。施策評価シートの項目は、

- ・**実現目標**では、取組内容として「奈良の学び推進プラン」の実現目標と経年変化を掲載しています。
- ・**現状と課題**では、「実現目標」についての令和4年度の現状と課題を記載しています。
- ・**令和4年度の取組**では、令和4年度の実施内容と目標・目標値、そして令和4年度の現状値や結果を掲載しています。
- ・**成果と今後の展開**では、令和4年度の成果と課題を踏まえた上で、1年間の評価と今後の展開について記載しています。

(1) 就学前教育の充実

実現目標	No.		取組内容		目標・目標値							
	①		就学前教育プログラム「はばたくなら」の充実・普及		活用率の増加							
	②		就学前教育に関わる人材の育成ガイドラインの策定と活用		令和3年度中に策定 活用者数の増加							
	③		各園所と小学校が連携協働した円滑な接続の取組		研修実施市町村数の増加							
	④		家庭教育支援チームの構築支援		登録数の増加							
経過	No.		現状(策定時・R2)		現状(R3)		現状(R4)		現状(R5)		現状(R6)	
	①		45.8%		52.3%		55.1%		-		-	
	②		骨子作成		ガイドラインの完成		研修参加者数 158名		-		-	
	③		8市町村		10市町村		31市町村		-		-	
	④		8市町 12チーム		11市町村 15チーム		12市町村 17チーム		-		-	
現状と課題	<p>就学前教育の充実に向け、奈良県版就学前教育プログラム「はばたくなら」の充実・普及に取り組み、その活用率は、令和3年度から2.8ポイント上昇した。令和3年度に策定した就学前教育に関わる人材の育成ガイドラインを活用した研修に158名が参加した。就学前教育における学びと義務教育における学びの円滑な接続に関する研修が31市町村で実施された。</p> <p>また、各市町村における家庭教育の推進に向けた体制づくり支援として、家庭教育支援チームの構築支援に取り組み、令和3年度に加えて1市町村2チームが新たに取組に参加することとなった。</p>											
令和4年度の取組 No.は実現目標のNo.と対応	No.		取組内容		R4目標・目標値		R4現状値					
①		就学前教育アドバイザーによるサポート講座等を実施し、就学前教育プログラムの普及を図る。		就学前教育プログラムの活用率の増加65%		55.1%						
②		就学前教育に関わる人材の育成ガイドラインを活用した研修を実施する。		研修参加者数200名以上		研修参加者数158名						
③		市町村等で行う幼小接続をテーマとした「はぐくみ講座」及び幼小接続研修会を実施する。		研修実施市町村数の増加15市町村		31市町村						
④		市町村における家庭教育支援チームの構築を支援する。		登録数の増加13市町村17チーム		12市町村17チーム						
成果と今後の展開	<p>県内の就学前教育に関わる全ての関係者が共通の意識をもって子どもの心と身体を育むことができるよう、就学前教育プログラム「はばたくなら」の普及・活用を図るため、就学前教育アドバイザーによる講座等を実施しており、県内の半数以上の国公立園所において活用されている。今後も引き続き、講座や各種研修会で実践事例集とあわせて説明を行い普及・活用が図られるよう取り組んでいく。</p> <p>就学前教育に関わる人材育成の研修を実施し、158名の参加があった。今後は、育成ガイドラインを活用した研修の充実を図り、普及・活用が進むよう取り組んでいく。</p> <p>就学前と学齢期の学びを円滑に接続するため、奈良県幼保小接続ガイドラインを作成した。今後は研修会等でガイドラインの周知を図り、幼保小接続が一層進むよう取組を進めていく。</p> <p>県内の家庭教育支援チームは新たに2チーム増加し、登録数が17チームになった。今後も引き続き、家庭教育支援チームへのサポートを行うとともに、更なる登録数の増加を目標に、家庭教育支援の充実に取り組んでいく。</p>											

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 意 価 見</p>	<p>■就学前教育プログラム「はばたくなら」の活用率について 就学前教育プログラム「はばたくなら」の活用率が目標値にやや満たない現状をどう評価しているか。</p> <p>■「奈良県幼保小接続ガイドライン」について 「奈良県幼保小接続ガイドライン」は丁寧に作成されており、内容も充実していて高く評価できる。今後、どのように活用成果など公表されるか。</p>
----------------------------	---

<p>県 教 委 の 考 え 方</p>	<p>○就学前教育プログラム「はばたくなら」の活用率について 「はばたくなら」の活用率は、就学前教育アドバイザーが実施する「はぐくみ講座」及び「サポート講座」の新規受講者が在籍する園所の累積をもって活用の増加とし、全園所数に対する累積数の割合をもって活用率としている。令和4年度の公立園所の活用率は86%であるが、私立園所の活用率は23%となっている。独自の園所の方針をもつ私立園所も多いと考えるが、奈良県の全ての就学前教育施設においてより一層「はばたくなら」を活用した取組が進むよう、今後は、私立園所に対する活用促進に向けた周知等を図っていきたいと考えている。</p> <p>○「奈良県幼保小接続ガイドライン」について 令和5年2月の策定時には、学ぶ力はぐくみ課のWebサイトに「奈良県幼保小接続ガイドライン」を掲載し、活用を県内の小学校、幼稚園、認定こども園、保育園に周知した。 今後は、当課が関わる各市町村、園所における就学前教育の研修や、小学校教員対象の研修において、接続期における幼保小の連携した取組の重要性についての説明と、各学校園所におけるガイドラインを活用した取組への支援を進めていく。</p>
--	---

(2) 健康教育の充実

No.	取組内容	目標・目標値			
①	適切なアレルギー対応の周知	校内研修の開催率の増加			
②	子どもの健康課題を踏まえた学校保健活動の充実	学校保健委員会の開催率の増加			
経過					
No.	現状(策定時・R2)	現状(R3)	現状(R4)	現状(R5)	現状(R6)
①	令和3年度から実施	62.3%	69.2%	—	—
②	小学校 55.0% 中学校 56.7% 高等学校 90.2% 特別支援学校 100%	小学校 49.5% 中学校 51.5% 高等学校 97.3% 特別支援学校 100%	小学校 65.9% 中学校 60.0% 高等学校 100% 特別支援学校 100%	—	—
実現目標					
現状と課題	<p>健康教育に係る現状として、学校における食物アレルギー事故の発生件数は減少傾向にある一方、事故の内容の中には深刻な事例も見られる。また、児童生徒を取り巻く社会環境や生活環境の急激な変化を背景として、肥満・痩身、生活習慣の乱れ、メンタルヘルスの問題、アレルギー疾患の増加、性に関する問題等、様々な健康問題が生じている。</p> <p>令和4年度中に、適切なアレルギー対応の周知を図るための校内研修を69.2%の学校が実施している。令和3年度の値と比較して6.9%の増加という結果であったが、今後も、全校体制でアレルギー対応ができるよう、各学校で校内研修を開催するよう呼びかけていくことが必要である。</p> <p>また、子どもの健康課題を踏まえた学校保健活動の充実を図るため、学校三師を含む関係者とともに児童生徒等の健康安全について考える機会となる学校保健委員会の開催率が増加した。今後も、引き続き全ての教職員が学校保健に対する理解を深め、学校保健主事等を中心とした全校体制で対応できるよう、学校保健委員会を開催し校内の体制づくりを進めるよう指導していくことが必要である。</p>				
令和4年度の取組					
No.	取組内容	R4目標・目標値	R4現状値		
①	医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所等の関係機関と積極的に連携することにより、研修内容を充実させ、教職員の資質や指導力向上を図る。	県教育委員会主催の研修会の開催4回以上 年間参加者600人以上	県教育委員会主催の研修会の開催7回 年間参加者807人		
②	全ての教職員が学校保健に対する理解を深め、校内組織が十分に機能する学校保健活動の取組を推進する。	学校保健委員会の開催率 小学校 70% 中学校 70% 高等学校 100% 特別支援学校 100%	学校保健委員会の開催率 小学校 65.9% 中学校 60.0% 高等学校 100% 特別支援学校 100%		
No.は実現目標のNo.と対応					
成果と今後の展開	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による集合型での研修会の開催が徐々に緩和される中、オンラインなどを活用し、関係機関の専門家と連携しながら共催での開催を含む研修会を7回開催することができた。引き続き、適切なアレルギー対応等の内容を充実させた研修を開催し、教職員の資質や指導力の向上を図る。</p> <p>学校保健委員会の開催については、学校三師を含む関係者とともに児童生徒等の健康安全について考える機会となる学校保健委員会の開催率が増加した。引き続き、小・中学校における開催率を増やし、全ての教職員が学校保健に対する理解を深め、学校が組織として対応できる体制づくりを進めていく。</p>				

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

評 価 意 見	<p>■学校保健委員会の開催率の校種間の差について 高等学校が 100%、中学校が 60%、小学校が 65.9%と校種間で差が大きいのはなぜか。</p>
------------	--

県教委の 考え方	<p>○学校保健委員会の開催率の校種間の差について 学校保健委員会の開催について、県立学校では県教育委員会からの直接指導により開催率が高くなったと考えている。また、中間調査において未開催の学校に対して、年度内の開催についての指導が重要であると考えており、小学校・中学校の開催率を増加させるため、市町村教育委員会に指導を依頼していく。加えて、奈良県学校保健主事会の活動を活性化し、学校保健主事の資質向上に向けた取組が必要であると考えている。</p>
-------------	---

1

こころと身体を子どもの成長に合わせてはぐくむ

(3) 食育の推進

実現目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>取組内容</th> <th>目標・目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>学校教育を生かした食育の推進</td> <td>食育推進委員会開催率の増加</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>地場産物の積極的な活用</td> <td>学校給食における活用率の増加</td> </tr> </tbody> </table>	No.	取組内容	目標・目標値	①	学校教育を生かした食育の推進	食育推進委員会開催率の増加	②	地場産物の積極的な活用	学校給食における活用率の増加								
	No.	取組内容	目標・目標値															
	①	学校教育を生かした食育の推進	食育推進委員会開催率の増加															
②	地場産物の積極的な活用	学校給食における活用率の増加																
経過																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>現状(策定時・R2)</th> <th>現状(R3)</th> <th>現状(R4)</th> <th>現状(R5)</th> <th>現状(R6)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>小学校 80.4% 中学校 66.3% 高等学校 85.4% 特別支援学校 90.0%</td> <td>小学校 72.4% 中学校 72.0% 高等学校 75.6% 特別支援学校 100%</td> <td>小学校 75.1% 中学校 71.6% 高等学校 86.8% 特別支援学校 100%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>26.5%</td> <td>28.5%</td> <td>29.5%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	No.	現状(策定時・R2)	現状(R3)	現状(R4)	現状(R5)	現状(R6)	①	小学校 80.4% 中学校 66.3% 高等学校 85.4% 特別支援学校 90.0%	小学校 72.4% 中学校 72.0% 高等学校 75.6% 特別支援学校 100%	小学校 75.1% 中学校 71.6% 高等学校 86.8% 特別支援学校 100%	—	—	②	26.5%	28.5%	29.5%	—	—
No.	現状(策定時・R2)	現状(R3)	現状(R4)	現状(R5)	現状(R6)													
①	小学校 80.4% 中学校 66.3% 高等学校 85.4% 特別支援学校 90.0%	小学校 72.4% 中学校 72.0% 高等学校 75.6% 特別支援学校 100%	小学校 75.1% 中学校 71.6% 高等学校 86.8% 特別支援学校 100%	—	—													
②	26.5%	28.5%	29.5%	—	—													
現状と課題	<p>各学校では、学校教育を生かした食育の推進を図るため、食育推進委員会を開催しているが、その開催率は、小学校で 2.7 ポイント、高等学校で 11.2 ポイント増加した。地場産物の積極的な活用については、令和 3 年度から 1 ポイント増加し、平成 28 年度の調査開始以降最高値となった。</p> <p>子どもの食を取り巻く環境の変化に対応するために、各学校において「食に関する指導の全体計画」に基づき、学校の教育活動全体を通して組織的に食に関する指導を行うことができるよう食育推進委員会の開催率の増加が課題といえる。</p>																	
令和 4 年度の取組 No.は実現目標のNo.と対応	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>取組内容</th> <th>R4目標・目標値</th> <th>R4現状値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>学校給食を生きた教材として捉え、日々の給食指導や関連する教科及び総合的な学習の時間等を活用し、学校全体での組織的な取組を推進する。</td> <td>食育の日の取組率の向上(年度比)</td> <td>小 57.0%→67.0% 中 61.0%→67.0% 高 10.0%→18.0% 特 40.0%→70.0% (R3) (R4)</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>地域の自然や文化、産業等に関する理解を深め、生産者の努力や食に関する感謝の念を育むために、教科の学習や学校給食等において地場産物の活用を図る。</td> <td>学校給食における地場産物活用率の増加(前年度比)</td> <td>28.5%→29.5% (R3) (R4)</td> </tr> </tbody> </table>	No.	取組内容	R4目標・目標値	R4現状値	①	学校給食を生きた教材として捉え、日々の給食指導や関連する教科及び総合的な学習の時間等を活用し、学校全体での組織的な取組を推進する。	食育の日の取組率の向上(年度比)	小 57.0%→67.0% 中 61.0%→67.0% 高 10.0%→18.0% 特 40.0%→70.0% (R3) (R4)	②	地域の自然や文化、産業等に関する理解を深め、生産者の努力や食に関する感謝の念を育むために、教科の学習や学校給食等において地場産物の活用を図る。	学校給食における地場産物活用率の増加(前年度比)	28.5%→29.5% (R3) (R4)					
No.	取組内容	R4目標・目標値	R4現状値															
①	学校給食を生きた教材として捉え、日々の給食指導や関連する教科及び総合的な学習の時間等を活用し、学校全体での組織的な取組を推進する。	食育の日の取組率の向上(年度比)	小 57.0%→67.0% 中 61.0%→67.0% 高 10.0%→18.0% 特 40.0%→70.0% (R3) (R4)															
②	地域の自然や文化、産業等に関する理解を深め、生産者の努力や食に関する感謝の念を育むために、教科の学習や学校給食等において地場産物の活用を図る。	学校給食における地場産物活用率の増加(前年度比)	28.5%→29.5% (R3) (R4)															
成果と今後の展開	<p>食育推進委員会の開催率及び「食育の日」の取組率については全校種で増加させることができた。学校全体で組織的に食育を推進するためには、食に関する指導の全体計画に基づき取り組むとともに、食育推進委員会等において、成果や課題を整理し、教職員の共通理解を図ることが重要である。引き続き、管理職及び栄養教諭等を対象とした研修会において食育推進委員会の開催の必要性を周知し開催率の向上を図る。</p> <p>また、組織的・継続的な取組の一つとなる「食育の日」を活用した「食に関する指導」の充実について啓発に努める。</p> <p>学校給食における地場産物の活用については、学校給食従事者の努力により毎年活用率が上昇している。関係課と連携し地場産物を活用したレシピ開発に取り組む等、更なる活用促進のため、今後も、学校給食を「生きた教材」として活用した食に関する指導の大切さを周知する。</p>																	

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

評 価 意 見	<p>■栄養教諭(職員)の設置について</p> <p>「食に対する指導の全体計画」作成や指導において専門的な教職員が必要だと思うが、配置されている教職員が少ないと思う。</p>
------------------	--

県教委の 考え方	<p>○栄養教諭(職員)の設置について</p> <p>学校栄養教諭・栄養職員は「食」の専門家であり、食に関する指導におけるその役割は大きく、学校現場における期待も大きいといえる。一方で食に関する指導は学校栄養教諭・栄養職員だけに任されるべきではなく、学校全体体制で実施されるべきと考えている。県では令和4年度に「学校給食ハンドブック」を作成し、県内の学校及び給食関係施設に配布した。今後はハンドブックを活用し、「食に対する指導の全体計画」の作成や指導に役立てていただきたいと考えている。</p>
-------------	---

(4) 体力の向上と運動習慣の定着

No.	取組内容	目標・目標値
①	児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等の向上	全国調査全国平均レベルの維持
②	運動習慣向上のための取組の推進	「外遊び、みんなでチャレンジ！」記録登録者数の増加
③	体力向上に係る校種間（小・中・高等学校）連携の推進	学校間連携に係る打合せ実施率の増加

経過					
No.	現状（策定時・R2）	現状（R3）	現状（R4）	現状（R5）	現状（R6）
①	小・中学生の男女ともに平成27年度からほぼ全国平均レベル	中学生は全国平均以上、小学生は全国平均以下であるが、ほぼ全国平均レベル	小学生男子、中学生は全国平均以上、小学生女子は全国平均以下であるが、ほぼ全国平均レベル	－	－
②	5,480件	6,666件	3,469件	－	－
③	－	文書による啓発3回 諸会議を通じた啓発3回	文書による啓発3回 諸会議を通じた啓発3回	－	－

現状と課題	<p>小学生に対する運動習慣向上への取組や中学生の運動部活動の活性化を図ることにより、令和4年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、小学生男子、中学生男女は全国平均以上、小学生女子は全国平均以下であるが、ほぼ全国平均レベルであった。</p> <p>また、運動習慣向上のための取組の推進に向けた「外遊び、みんなでチャレンジ！」は、義務教育学校への改編や3年ぶりにプール指導が再開されたことなどが影響し、春・秋の登録者数が減少し、令和3年度から約3,000件減少した。</p> <p>体力向上に係る校種間連携を推進するため、各学校に対して啓發文書による通知を3回、諸会議において3回啓発を行った。</p> <p>小・中学生の体力は、全国平均レベルとなったが、新型コロナウイルス感染症やスクリーンタイムの増加の影響もあり、児童生徒の運動不足や生活習慣の見直しが喫緊の課題となっている。</p>
-------	--

No.	取組内容	R4目標・目標値	R4現状値
①	小学校の教員を対象とした、体力向上の取組や体育指導の充実と発展を図ることを目的とする研修会（ステップアップミーティング）を開催する。	年間3回	年間3回
②	小学生を対象に、なわとびやボール運動等の記録達成（登録）に挑戦する「外遊び、みんなでチャレンジ！」を実施し、各種目の上位者を表彰する。	記録登録数7,000件 記録登録校数増加	記録登録数3,469件
③	体力向上に係る校種間（小・中・高等学校）連携のための研修会を実施する。	年間3回	文書による啓発3回 諸会議を通じた啓発3回

成果と今後の展開	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による集合型での研修会の開催が徐々に緩和される中、感染対策を徹底し、ステップアップミーティングを開催することができた。今後も学校現場のニーズに合った研修会の開催に努める。</p> <p>「外遊び、みんなでチャレンジ！」については、義務教育学校への改編や3年ぶりにプール指導が再開されたことなどが影響し、春・秋の登録者数が減少し、令和3年度から約3,000件減少した。</p> <p>今後も体力向上に向けた取組を継続するとともに、小・中・高等学校間の連携を推進することが求められる。体力向上に係る系統立てた取組を継続させるために校種間の連携が重要であることを周知し、引き続き啓発に努める。</p>
----------	---

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

評 意 価 見	<p>■体力・運動能力・運動習慣の向上について</p> <p>学校教育(体育の授業)、在校時間(休み時間)だけの体力向上は厳しい。働き方改革等で下校時刻を早めるために、休み時間を短縮している学校もあると聞く。特に小学生は休み時間での遊びが体力向上につながると思うが、休み時間が減っているなら向上は見込みにくい。加えて、遊べる環境(ハード面、ソフト面)は充実しているのか知りたい。</p>
------------------	---

県教委の 考え方	<p>○体力・運動能力・運動習慣の向上について</p> <p>県では各学校に「体力向上プランニングシート」の作成を通して、体力テストの結果に基づき、各校の体力向上に関する取組の成果と課題についてPDCAサイクルの中で評価し、改善を図るようにお願いしているところである。その他ステップアップミーティングを開催し、体力向上に関わる教職員の資質向上に努めるほか、陸上や水泳の県記録会や「みんなでチャレンジ」などの開催により、組織的な体力向上にかかる取組を推進している。</p>
-------------	---

2

学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現

No.	取組内容	目標・目標値
①	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善	定性的目標
②	基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得に向けた指導の充実	全国学力・学習状況調査 国語、算数・数学の平均 全国平均以上
③	学習意欲の向上に関する取組の推進	県独自調査学習意欲に関する設問に対する肯定的回答率の向上
④	家庭や地域社会と連携した読書活動の推進に関わる取組の推進	全国学力・学習状況調査 授業時間以外に普段全く読書をしない児童生徒の割合の減少

経過					
No.	現状(策定時・R2)	現状(R3)	現状(R4)	現状(R5)	現状(R6)
①	教育課程研究集会及び全国学力・学習状況調査の調査結果の活用による指導改善に向けた説明会を1回ずつ開催	教育課程研究集会及び全国学力・学習状況調査の調査結果の活用による指導改善に向けた説明会を1回ずつ開催	教育課程研究集会及び全国学力・学習状況調査の調査結果の活用による指導改善に向けた説明会を1回ずつ開催	-	-
②	小 63.0% (全国 65.2%) 中 65.5% (全国 66.3%) (R1)	小 65.0% (全国 67.5%) 中 58.0% (全国 60.9%)	小 62.5% (全国 64.4%) 中 59.0% (全国 60.2%)	-	-
③	-	県独自調査項目の開発完了	肯定的回答の割合 小 74.9% 中 64.3% 高 62.0% 特 78.7%	-	-
④	小 22.6% (全国 18.7%) 中 43.5% (全国 34.8%)	小 27.1% (全国 24.0%) 中 47.3% (全国 37.4%)	小 29.9% (全国 26.3%) 中 47.3% (全国 39.0%)	-	-

現状と課題
<p>各教科等における主体的・対話的で深い学びについては、教育課程研究集会及び全国学力・学習状況調査の調査結果の活用による指導改善に向けた説明会をそれぞれ1回ずつ開催した。しかし、全国学力・学習状況調査の調査結果では、各教科の平均正答率は、令和3年度に引き続き令和4年度においても、小・中学校ともに全国平均より下回っている。各学校において、引き続き主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組んでいく必要がある。</p> <p>県独自調査において、学習意欲に関する「勉強していて新しいことを知ることは楽しい」「わからない問題も、すぐあきらめず、いろいろ考えようとする」「自分で目標や計画を立てて勉強している」の3つの質問項目を設定し、調査を実施した。</p> <p>読書活動に関しては、全国学力・学習状況調査の質問紙調査の調査結果によると、学校の授業時間以外に全く読書をしないと回答する児童生徒の割合は、小学校では、令和3年度と比べ2.8ポイント高く、中学校では、令和3年度と同じになっており、読書活動の推進に関わる取組が必要である。</p>

	No. 取組内容 R4目標・目標値 R4現状値			
	令和4年度の取組 No.は実現目標のNo.と対応	① ② ③	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に係る実践事例を紹介・提案し、指導力の向上を図る。	教育課程研究会及び全国学力・学習状況調査の調査結果の活用による指導改善に向けた説明会の開催
① ② ③		教育セミナーの実施 奈良県教育の課題解決を目的に、県立教育研究所員、研究協力校等が行った実践的研究の成果を発表するとともに、外部講師による基調講演において教育に関する最新の情報を提供する。	参加者の満足度 90%以上	第1部 講演 98.2% 研究発表 98.1% 第2部 99.4%
③		学習意欲に関する県独自調査を実施する。	県独自調査項目の開発、調査実施	肯定的回答の割合 小 74.9% 中 64.3% 高 62.0% 特 78.7%
④		学校図書館の振興に向けた調査研究事業を実施する。	読書が好きと回答する児童生徒の割合の増加全国平均以上 学校の授業時間以外に全く読書をしないと回答する児童生徒の割合(月～金)全国平均以下	- 小 29.9% (全国 26.3%) 中 47.3% (全国 39.0%)
成果と今後の展開	<p>各学校において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組みめるよう、教育課程研究会や全国学力・学習状況調査の調査結果の活用による指導改善に向けた説明会等で、実践事例を紹介・提案し、教員の指導力の向上を図っていく。</p> <p>令和4年度の教育セミナーは、1人1台端末、電子黒板を活用した「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、県内教育関係者等の理解を深める機会として開催した。第1部を7月22日(金)に集合型とライブ配信を組み合わせ合わせたハイブリッド型で開催し、全体講演のほか、令和3年度奈良県教育委員会指定研究員による研究発表を行った。国際大学グローバル・コミュニケーション・センター准教授 豊福晋平氏による講演に対する参加者の満足度は、98.2%、指定研究員による研究報告への満足度は、98.1%であった。第2部として8月22日(月)までオンデマンド型で配信したICTを活用した授業実践動画、電子黒板活用紹介動画への満足度は99.4%であり、令和3年度と同様肯定的な回答を得た。今後も、教職員が直面している課題の解決に役立つ情報を提供し、教職員にとって研修を深めやすい時期や参加方法を検討していく。</p> <p>令和3年度までに学習意欲を測る質問項目を開発し、令和4年度に調査を実施した。令和5年度以降は、前年度結果との比較分析をもとに、児童生徒の学習意欲の向上に関する取組を推進したい。読書活動に関しては、全国学力・学習状況調査の質問紙調査において、読書が好きと回答する児童生徒の割合が全国平均以上、学校の授業時間以外に全く読書をしないと回答する児童生徒の割合が全国平均以下になることを目指す。そのために、読書活動推進事業を実施し、実践研究地域の取組を県内に普及することにより、県内の読書活動を充実させていく。</p>			

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 価 意 見</p>	<p>■教員の指導力向上に向けた説明会の開催による効果について 指導力向上に向けて得られていることなどはあるか。学習意欲の向上に向けた取組として、何を計画されているのか。</p> <p>■「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善やICTの利活用等の研修について 各教員が研修で積み上げてきたことが児童生徒のためになることが重要である。研修を受けただけにならないように、研修した内容を参加した教員が日々の指導に生かせるような研修システムを構築することが大切だと考える。</p>
--------------------	--

<p>県教委の 考え方</p>	<p>○教員の指導力向上に向けた説明会の開催による効果について 教員対象の説明会では、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」をテーマに、小・中学校の全ての教科の実践事例を紹介した。実践事例の内容については、各教科担当の指導主事と、事例発表者で連携を図り、作成した。各教科等の実践事例に共通することとして、一人一台端末を指導と評価の一体化を進めるために生かしていたことが上げられる。令和5年度、担当課では「一人一台端末の効果的な利活用の在り方について」を研究テーマに、17の小中学校で研究を行っている。ICT端末を活用し、児童生徒を主体とした授業改善に取り組み、学習意欲の向上に資する取組も併せて研究に取り組んでいる。今後、それらの実践例を取りまとめ県内に周知していきたいと考えている。</p> <p>○「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善等の研修について 県では授業改善等に係る教員への研修等を進めているところである。令和4年度の全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査の結果では、「自分の考えをまとめる活動を行っていたか」や「話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていたか」という質問項目に対する肯定的回答の割合が奈良県は低い状況であった。研修を受けた教員がその内容を理解し、日々の授業において授業改善を図ることで、子どもたちにこれから社会で求められる力を付けていくことが大事だと考える。</p>
---------------------	---

(2) 教職員の資質向上

実現目標	No. 取組内容		目標・目標値			
	①	専門性や個性の伸長を図るための研修体系の整備	定性的目標			
	②	研修講座の内容の充実	研修講座が活用できると回答した割合 90%以上の維持			
	③	I C Tを活用した研修講座の実施	実施回数の増加			
経過						
	No.	現状 (策定時・R2)	現状 (R3)	現状 (R4)	現状 (R5)	現状 (R6)
	①	奈良県教員等育成協議会 令和3年2月開催	奈良県教員等育成協議会 令和4年2月開催	奈良県教員等育成協議会 令和5年2月開催	-	-
	②	98.2%	97.9%	98.0%	-	-
	③	緊急対応の実施のみ	I C Tを活用した遠隔の研修を 56 講座実施	全講座において講座連絡や振り返り等に、クラウドサービスを活用	-	-
現状と課題	<p>教育委員会や関係大学等で構成し、教員等の資質能力向上に関わる指標や研修の内容について協議する、奈良県教員等育成協議会を、令和4年度も2月に実施した。</p> <p>教育公務員特例法等の改正を受け、社会的変化、学びの環境の変化に対応し、令和の日本型学校教育を実現するための「新たな教師の学びの姿」が示され、研修観を転換する等新たな研修が求められている。これまでも教育研究所では、平成 29 年度に策定した教員等育成指標をもとに研修体系を整備し、研修内容の充実を図ってきたが、教員が主体的に学び続けること、一人一人の教員の個性に即した個別最適な学びの提供、校内研修等の教員同士の学び合いなどを通じた協働的な学びの機会確保が重要となるため、より一層の研修体系の整備に向け、教員等育成指標及び教職員研修計画の改定、指標に基づいた研修体系の見直し等、今後も継続した取組が必要である。</p>					
令和4年度の取組	No.	取組内容	R4目標・目標値	R4現状値		
	①	指標等の検討委員会を経て、「奈良県教員等育成協議会」を開催し、教員等育成指標に関する協議並びに当該指標を踏まえた研修の充実等、教員等の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行う。	奈良県教員等育成協議会の開催	奈良県教員等育成協議会を令和5年2月開催し、「奈良県校長の資質向上に関する指標」等の見直し及び研修体系の協議		
	①	県立教育研究所と奈良教育大学が連携し、初任者研修を修了した小学校若手教員を対象にした、「小学校若手教員育成研修」の充実を図る。	主体的な学びや対話的な学びを取り入れた授業をしていると答えた受講者の割合 80%以上	81.8%		
	②	研修内容に応じて効果的に遠隔研修を取り入れる等、県立教育研究所の研修講座の充実を図る。	受講目的を達成できたと答えた受講者の割合 90%以上	97.5%		
No.は実現目標のNo.と対応	③	教職員の働き方改革の推進及び継続的な「三密」回避の必要性から、研修講座におけるリモートやオンデマンド等クラウドサービスの積極的な活用を進める。	遠隔やオンデマンドによる研修実施回数30回以上（「先生応援プログラム」を除く）	遠隔やオンデマンドを取り入れた研修講座数 57 講座（コロナ対応を除く）		

<p>成果と今後の展開</p>	<p>令和3年度の育成協議会での協議を踏まえ、教職員の働き方改革の推進及び継続的な「三密」回避の必要性から多くの教職員が研修を受講できるよう遠隔研修を積極的に取り入れたり、キャリアステージを意識した研修講座を新たに開設したりと、研修講座の充実を図ったことで、令和4年度に実施した研修講座受講者の講座に対する目的達成度は十分満足できる状況であった。</p> <p>また、採用2年目の小学校教員対象の研修講座においては、奈良教育大学と連携し研究授業を通じて研修を深め、若手教員の資質向上を図った。主体的な学びや対話的な学びを取り入れた授業については、受講者アンケートの結果からも目標値は達成していることがうかがえる。しかし、研修を深める中で改めて授業づくりの難しさを感じているところもあるため、来年度の若手育成研修においても丁寧に研修を進めていく必要がある。</p> <p>「個別最適な学び」や「協働的な学び」といった新たな教師の学びの姿が求められていることから、時代に必要とされる教員等の資質の向上に向け、指標検討委員会において各育成指標及び教職員研修計画を整理し直し、整理した指標に基づいて研修体系の見直しを行うとともに、受講者アンケートや追跡調査等から教職員のニーズを捉え把握して研修効果を適切に検証し、研修講座の更なる充実を図っていく。</p>
-----------------	--

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評価意見</p>	<p>■研修体系の整備について</p> <p>昨年度教育公務員特例法・学校教育法施行規則改正や中央教育審議会答申の提言等と関わり、「校長の指導助言等にかかる資質能力の一層の充実」「校内で研修の中核を担う教師層への支援」について、県教育委員会としてどのような条件整備を図っていくのか。</p>
-------------	---

<p>県教委の考え方</p>	<p>○研修体系の整備について</p> <p>教育研究所では、管理職として必要な今日的な課題を踏まえた幅広い識見や学校経営能力を一層高めることを目的に、新任校長を対象として、①令和の日本型学校教育で育てたい力、②判例に基づく学校管理、③校長の専門職基準に関する内容の研修講座を開催するとともに、全校長を対象とした「校長ひろば」Classroomを開設し、活用している。</p> <p>また、校内研修のマネジメント力等の伸長を目指す研修を実施するとともに、校内研修等への支援については、主に指導主事が学校や市町村教育委員会を訪問し、当該学校等において校内研修を活性化させ、教職員の実践力の向上を図ること目指している。教育研究所では、要請に応じ、訪問又はオンライン等での支援を行っている。</p>
----------------	--

(3) 魅力と活力あるこれからの高校づくり

実現目標	No.		取組内容		目標・目標値			
	①	県立高等学校における中期計画の策定			全校で策定			
	②	学科・コースの特色化			学科・コースの更なる特色化や定時制・通信制課程の充実により、多様な学びの選択肢を提示する。			
経過	No.		現状(策定時・R2)	現状(R3)	現状(R4)	現状(R5)	現状(R6)	
	①	-		全校で策定 (R4.6.30)	全校で策定	-	-	
	②	奈良南高校開校情報科学科・総合学科を設置 榛生昇陽高校に専攻科を設置 (R3.4.1)		奈良南高校に専攻科を設置 (R4.4.1)	奈良南高校に専攻科を設置	-	-	
現状と課題	<p>学校教育法施行規則の一部改正により、各高等学校において三つの方針の策定・公表が規定されたのを受け、教育委員会規則に三つの方針を含む中期計画の策定等について規定した。各校において、令和4年6月末を目的に同計画を策定し、その進捗を管理することにより「魅力と活力ある高校づくり」を一層推進していく。</p> <p>また、本県では、平成30年10月に策定された「県立高等学校適正化実施計画」に基づき、魅力と活力あるこれからの高校づくりを推進している。令和4年度には、国際中学校の開校準備や宇陀高校専攻科ラヒホイタヤ科の開校準備を行ったほか、これまでに新設した学校の教育課程の充実に取り組んでいく。</p>							
令和4年度の取組	No.		取組内容		R4目標・目標値		R4現状値	
No.は実現目標のNo.と対応	①	学校教育目標の自己評価及び学校関係者評価の実施			各校における令和4年度末の目標値の達成率50%以上		令和5年4月に調査実施予定	
	②	県立高等学校適正化実施計画の推進 県立高等学校における特別支援教育を充実させる。			令和5年度に開校する学校及び学科等における教育内容の充実		令和5年度に開校する学校及び学科等において教育課程等の検討・充実	
成果と今後の展開	<p>魅力と活力ある高校づくりを全校で推進するため、各高等学校のミッションの再定義及び三つの教育方針を含めた中期計画の策定を行った。今後は、これらをもとにした進捗管理を行い、改善策を講じていく。</p> <p>また、「県立高等学校適正化実施計画」に従い、学校、学科等の新設等を進めた。今後も、学校・学科・コースの教育内容の特色化や多様化を推進するとともに教育環境の充実を図る。</p>							

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

評 意 価 見	<p>■魅力と活力あるこれからの高校づくりについて</p> <p>専攻科を設置しているが、専攻科の設置が高等学校本科の魅力向上に役立っているのか。奈良南高校の総合学科の入試状況を見ると魅力向上が現状では見えないところがある。</p> <p>ぜひ専攻科に行くメリットを中学生に説明いただいて、奈良南高校のプロジェクトが成功するようにしていただければ、県の産業の活性化に結び付くと思う。</p>
------------------	---

県 教 委 の 考 え 方	<p>○魅力と活力あるこれからの高校づくりについて</p> <p>本科での学びを専攻科においても継続させ、学びをより深められることが魅力となっているが、中学生、保護者や県民の認知が低い現状があるため、オープンスクールを積極的に実施するなど、これまで以上に学校の情報発信に努めていく。</p> <p>あわせて、魅力的な本科・専攻科にするため令和6年度入学生から本科に建築探究科及び森林・土木探究科を新設し、専攻科の土木学科の募集を停止する予定である。</p> <p>できる限り中学生にも高校の特色を伝えていくなど周知を図ってまいりたい。</p>
---------------------------------	---

(4) ICTを活用した教育の推進

実現目標	No.		取組内容		目標・目標値	
	①		教職員の情報活用指導力の向上 ※1		回答率 85%	
	②		統合型校務支援システムの導入		導入率 100%	
	③		学習用 ICT 環境の充実(大型提示装置) ※2		整備率 100%	
経過						
No.		現状(策定時・R2)	現状(R3)	現状(R4)	現状(R5)	現状(R6)
①		61.0%	73.3%	75.6%	—	—
②		57.1%(校) 40.0%(市町村)	70.4%(校) 51.3%(市町村)	89.4%(校) 75.0%(市町村)	—	—
③		60.3%	65.5%	72.4%	—	—
※1 文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」の、都道府県別「教員のICT活用指導力」の状況において「できる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合 ※2 ※1の文部科学省調査の、都道府県別「コンピュータの設置状況」における「普通教室の大型提示装置整備率」						
現状と課題	<p>県が市町村と協力して、1人1台端末の活用に関するアカウント管理、ヘルプデスク、ソフトウェア開発等を行う「GIGAスクール運営支援センター」を設置した。これにより大きく教職員のICT利用環境は改善された。しかし、センター事業に参加していない自治体もあるので、全市町村が参加して運用できることを目指す。</p> <p>教員の「授業にICTを活用して指導する能力」は昨年引き続き全国平均を上回っている。統合型校務支援システムの導入については、県立高校入試の調査書を電子化することが発表された影響もあり一気に導入が進んだ。大型提示装置に関しては、県立高等学校等への電子黒板の導入を1学年分行った。今後も年次進行で全ての学年に電子黒板を導入していく予定である。</p>					
令和4年度の取組	No.	取組内容		R4目標・目標値		R4現状値
No.は実現目標のNo.と対応	①	教育におけるICT活用に関する研修の充実と受講を促進する。		回答率(※1)80%		75.6%
	②	統合型校務支援システムの県内各市町村への導入を支援する。		導入率 85%(校) 70%(市町村)		89.4%(校) 75.0%(市町村)
	③	学習用ICT環境の整備について、市町村へ望ましい環境を提示することにより、大型提示装置導入促進の啓発を行うとともに、県立学校の大型提示装置の導入を進める。		整備率(※2)72%		72.4%

<p>成果と今後の展開</p>	<p>県域での情報機器等の整備やこれまでの研修の成果により、「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」における「教員のICT活用指導力」の肯定的回答状況は、全国平均並みに向上している。今後も研修内容の見直しのほか、ICT活用能力の向上に資する研修として、要請があった学校を訪問して実習を行ったり、市町村教育委員会の指導主事等に対するオンライン研修を行ったりするなど、教職員の情報活用指導力向上に努めていく。</p> <p>統合型校務支援システムの県内各市町村への導入は、目標値に達することができた。導入率は向上してきており、今後も未導入の市町村教育委員会に対して支援を行っていく。また、令和5年には奈良県域統合型校務支援システムを用いて、県立高等学校への入学者選抜の手続きの多くを行えるようにし、入試事務における利便性を向上させる予定である。あわせて、新たにシステムを導入する市町村教育委員会や学校に対して、受託業者とも協力し、オンライン研修会を年3回程度行うことで、スムーズな運用を図る。</p> <p>児童生徒1人1台端末を用いた授業を行う教室には、大型提示装置の導入が望ましいが、多くの市町村立学校において、大型提示装置が未整備の教室が多数存在する。早期に特別教室等を含めた全教室での導入がなされるよう、市町村教育委員会に啓発していくとともに、県立学校においては、令和4年度に1学年分行った電子黒板の導入を、今後全学年分の導入を進めていく。</p>
-----------------	--

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 価 意 見</p>	<p>■GIGAスクール運営支援センター事業の参加について センター事業に参加していない自治体もあるということだが、そこはそれでうまくできていて参加していないのか、何か事情があって参加できないのかどちらと分析されているのか。</p> <p>■高校における大型提示装置の整備に関する運用状況について 高校における大型提示装置の整備が着実に進んでいることが分かった。実際に導入され、どのように利用されているか、その運用調査は行われているのか。</p>
--------------------	---

<p>県教委の 考え方</p>	<p>○GIGAスクール運営支援センター事業の参加について センター事業には、令和4年度末までは4自治体が他のヘルプデスクを利用している等の事情があったが、令和5年度からは全自治体が参加している。</p> <p>○高校における大型提示装置の整備に関する運用状況について 令和4年度から、県立高等学校の第1学年において導入されたBYODによる一人一台端末を有効に活用するため、第1学年普通教室への電子黒板の配置が始まり、年次進行で全ての普通教室に配置する計画である。導入が始まった令和4年11月に、県立高等学校第1学年の生徒と、授業担当の教員を対象に、電子黒板の活用に関するアンケートを行い、電子黒板の活用場面や、効果について検証した。授業においては、電子黒板が設置された教室で授業を行ったことがある教員の約95%が電子黒板を用いた授業を行ったことがあると回答しており、教材提示の他、発表や協働作業で活用され、ほとんどの教員が活用の効果を感じている。また、「授業内容の理解に役立ったか」の項目には、90%以上の生徒が電子黒板を活用した授業について肯定的な回答をしており、今年度以降も同時期にアンケートを行った上で、経年変化についても調査・分析し、本県における教育の情報化を推進していく。</p>
---------------------	--

(5) 学校における働き方改革

実現目標	No.		取組内容		目標・目標値	
	①	I Cカードやタイムカード等を利用した客観的な方法による勤務時間の把握		公立小・中学校等の割合 100%		
	②	学校内の課題の共有や業務の適正化等、働き方改革を推進する場の設定		実施率 100%		
	③	休日の中学校部活動の地域への移行の推進		実施市町村数の増加		
経過						
No.		現状(策定時・R2)	現状(R3)	現状(R4)	現状(R5)	現状(R6)
①	県内市町村の割合 69.2%	県内市町村の割合 87.2%	県内市町村の割合 89.7%	-	-	
②	-	実施率 85.0%	実施率 90.6%	-	-	
③	-	2市村	3市村(+1)	-	-	
現状と課題	<p>学校における働き方改革に関して「勤務時間管理の徹底」という取組の観点から、環境整備等が未実施の市町村教育委員会に対する要請の結果、I Cカードやタイムカード等を利用した客観的な方法により勤務時間を把握している県内市町村の割合は令和3年度から2.5ポイント上昇した。学校内の課題の共有や業務の適正化等、働き方改革を推進する場の設定は90.6%の学校で取り組むことができた。休日の中学校部活動については3市村でモデル校を設置し、令和5年度からの段階的移行に向けた課題の整理を行っている。</p> <p>働き方改革に関して環境整備等は必須であるが未実施の市町村があることから、県内全ての市町村において実施されるよう取組を進めていく必要がある。また、休日の中学校部活動の地域への移行をより一層推進するための取組を進めていく必要がある。</p>					
令和4年度の取組 No.は実現目標のNo.と対応	No.		取組内容		R4目標・目標値	R4現状値
	①	I Cカードやタイムカード等を利用した客観的な方法による勤務時間の把握を行う。		公立小・中学校等の割合 100%	県内市町村の割合 89.7%	
	②	学校内の課題の共有や業務の適正化等、働き方改革を推進する場を設定する。		実施率 100%	実施率 90.6%	
	②	文部科学大臣が定める「指針」を踏まえた上限方針の教育委員会規則等を整備する。		整備済の市町村の割合 全国平均以上	県内市町村の割合 51.3% (全国平均 75.4%)	
③	地域人材の確保やマッチングする仕組みの構築、費用負担の在り方の整理など、有用性や課題、改善点の検証を実施する。		公立中学校にモデル校を設置	5中学校で実施		

<p>成果と今後の展開</p>	<p>I Cカードやタイムカード等を利用した客観的な方法による勤務時間の把握や文部科学大臣が定める「指針」を踏まえた上限方針の教育委員会規則等の整備などが未実施の市町村に対して早期かつ確実に対応いただくよう要請する。</p> <p>令和4年11月に実施した学校における働き方に関するアンケート調査結果を踏まえ、より実効性のある取組を実施するために令和5年3月に改定した「学校における働き方改革推進プラン」を、市町村教育委員会や各学校と連携しながら着実に実行し、働き方改革を推進していく。</p> <p>休日の中学校部活動については、地域への段階的な移行の推進のため、令和3年度から1市村1中学校1部活動を増やし、3市村5中学校6部活動においてモデル校を設置し、諸課題の抽出に取り組んだ。令和4年度末に明らかとなった諸課題を各市町村に報告し、制度促進の啓発に努めた。今後は、引き続き課題の検証に取り組むとともに、連絡協議会を設置し、課題解決に向けた取組を推進する。</p>
-----------------	---

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 価 意 見</p>	<p>■中学校部活動の地域移行について 保護者にとっては、何がどう進んでいるのかが分からない。部活動の時間が減少しているのは感じるが、クラブ間や地域間で差があるようにも感じる。指導者の確保も含め、抜本的な予算等の見直しをしないと進まないと感じる。</p> <p>■教員の働き方改革について 時間的余裕をつくることは、働き方改革において重要なことだと思うので、タイムカードでの管理や部活動の地域移行などを一層進めていただきたい。</p>
----------------	---

<p>県教委の考え方</p>	<p>○中学校部活動の地域移行について 県では、本県生徒の健やかな成長や教職員の負担軽減を図りながら部活動がより一層有意義な活動となることを目指し、令和2年4月に「奈良県部活動の在り方に関する方針」を策定し、部活動の適切な運営のための体制整備や適切な活動時間・休日等の設定について基準を示して取り組んできた。部活動の時間が減少していると感じるのはその成果であるが、地域や部活動の種目によってその取組に差があるのが課題となっており、今後更に方針の遵守を呼びかける。</p> <p>中学校の休日における学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行については、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革集中期間と称し、令和7年度末までの移行完了を目指し、取り組んでいるところである。</p> <p>○教員の働き方改革について 奈良県では令和5年3月に働き方改革プランを改定した。このプランに基づき、教員が子どもと向き合う時間を十分確保できるように取組を進めてまいりたい。</p>
----------------	---

2

学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ

(6) 安全安心な教育環境の整備

No.	取組内容	目標・目標値
①	通学通園路等の安全確保の取組の実施(交通安全・防犯・防災)	実施率の増加
②	県立学校施設の耐震化	耐震化率 100%
③	県立学校施設の長寿命化対策の推進	「奈良県立学校施設長寿命化整備計画」に基づく施設整備 (計画対象施設：401棟)
④	実践的な避難訓練を通じた防災教育の充実	ナラ・シェイクアウト参加校数の増加

経過					
No.	現状(策定時・R2)	現状(R3)	現状(R4)	現状(R5)	現状(R6)
①	99.0% (R1)	100%	100%	-	-
②	98.6% (R2.4.1)	98.9% (R3.4.1)	100% (R4.4.1)	-	-
③	「奈良県立学校施設長寿命化整備計画」策定 (R3.2)	「奈良県立学校施設長寿命化整備計画」の実施検討	長寿命化整備を実施予定の棟に係る老朽・不具合箇所等調査(6校6棟)	-	-
④	76,607人 (R1)	小・中 68校 高・大 12校 その他 8校 計 88校	小・中 93校 高・大 14校 その他 8校 計 115校(+27校)	-	-

現状と課題
<p>県立学校の耐震化率は、令和4年4月1日時点で100%となり、既存校舎の解体工事等を含む耐震化工事についても、令和4年7月に全て完了した。</p> <p>学校施設については、建築後40年を経過した施設も多く、老朽化が進んでいることから、その老朽化対策や機能向上が、今後の課題として挙げられる。</p> <p>ナラ・シェイクアウトへの参加校数については、新型コロナウイルス感染症の影響で学校行事等が削減される中、前年度から27校の増加となったものの、より実践的な訓練となるよう、消火活動や避難訓練等と組み合わせた訓練(シェイクアウト・プラス1)を計画するなど、危機管理能力の向上を図るため、引き続き、地震防災の日における安全教育の推進に努める。</p>

	令和4年度 の取組			
	No.	取組内容	R4目標・目標値	R4現状値
No.は実現 目標のNo. と対応	①	学校安全計画や危機管理マニュアルに基づく、組織的な安全管理体制の確立と、子どもたちが自ら危険を回避できる態度や能力を育成するための安全教育を充実させる。	学校安全計画策定率 100% 危機管理マニュアル 作成率 100%維持	学校安全計画策定率 100% 危機管理マニュアル 作成率 100%
	②	県立高等学校施設の耐震化に伴う校舎の除却：1校1棟 耐震化の完了までの間、応急的な対応を実施する。 仮設校舎の設置：1校1棟	耐震化率 100% (県立高等学校分) (R5.4.1)	耐震化率 100% (県立高等学校分) (R4.4.1)
	③	長寿命化整備の実施内容を検討するための老朽・不具合箇所等の調査を行う。 トイレ洋式化、特別教室への空調設置を推進する。	老朽・不具合箇所等 調査6校6棟 トイレ洋式化特別支 援学校8校	老朽・不具合箇所等 調査6校6棟 トイレ洋式化特別支 援学校7校79基
	④	実践的な避難訓練等の実施を通して、児童生徒に危険予測、危機管理能力を身に付けさせるための防災教育の推進を図る。	奈良県一斉地震行動 訓練(ナラ・シェイク アウト)参加児童生徒 数の増加 70,000人 以上	45,439人 (R4)
成果と今後の展開	<p>県立学校の耐震化については、令和4年度で完了したことから、今後は学校施設の老朽化対策のための長寿命化整備や機能向上整備に取り組む。長寿命化整備については、令和4年度に老朽・不具合調査を行った6校6棟について、基本・実施設計に向けた検討を進めていく。</p> <p>機能向上整備は、トイレの洋式化について、令和4年度は特別支援学校を優先して実施した。令和5年度以降は順次、県立高校についても整備を進めていく予定である。また、稼働率の高い特別教室や、福祉避難所に指定されている屋内運動場への空調設置についても、順次進めていく予定。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、学校行事が削減された影響もあり、ナラ・シェイクアウトへの参加児童・生徒数については目標を下回った。今後は、単に訓練への参加を呼びかけるだけでなくとどまらず、奈良県地震防災週間に県内全域で訓練を実施することの意義を伝え、より実践的な訓練となるよう訓練想定の見直し等について周知に努める。</p>			

(1) キャリア教育・職業教育の推進

実現目標	No.		取組内容		目標・目標値	
	①	職場体験活動やインターンシップ等の拡充		インターンシップ参加生徒の割合の増加		
	②	小・中・高等学校を通じたキャリア教育の推進		定性的目標		
経過	No.					
	現状(策定時・R2)	現状(R3)	現状(R4)	現状(R5)	現状(R6)	
	①	16.3% (R1)	12.8%	令和5年4月に調査実施予定	-	-
②	キャリア・パスポートの有効活用	キャリア・パスポートの有効活用	キャリア・パスポートの有効活用	-	-	
現状と課題	<p>進学・就職に関わらず、インターンシップに参加することで、コミュニケーション能力を高め、職業に対する理解を深めることができることから、各企業への協力依頼を継続する必要がある。</p> <p>キャリア教育は小・中学校、高等学校と連続で考えるべきものであり、継続的・系統的に取り組むことが重要であることから、引き続き「キャリア・パスポート」の活用に取り組む必要がある。</p>					
令和4年度の取組	No.		取組内容		R4目標・目標値	R4現状値
No.は実現目標のNo.と対応	①	県内の企業や医療・福祉などに関する法人等へのインターンシップを充実させる。		インターンシップ参加生徒の割合の増加20%	令和5年4月に調査実施予定	
	②	「キャリア教育の手引」や「キャリア・パスポート」により、各校種が連携した、系統的・組織的なキャリア教育を推進する。		キャリア・パスポート事例等を活用した研修講座の実施	1回 212人受講	
	②	特別支援学校にキャリア教育コーディネーターを配置し、キャリア教育の充実と職場実習先の拡大を図る。		職業教育の充実を目指す特別支援学校(高等養護学校)の就職率85%以上	80%	
	②	キャリアサポートセンターにおいて、キャリア教育支援員の配置による就職希望者のサポートを行う。		キャリア教育支援員による高等学校支援年間延べ80回以上	70回	
	①	高校生の主体的な進路選択が実現するために、高校生合同企業説明会(高校2年生対象)を実施し、勤労観・職業観を養うとともに、効果的な就労支援を実施する。		企業参加数60社以上、高校生参加数400人以上	参加企業65社 参加生徒138人	
成果と今後の展開	<p>今後も、大学等と連携したアカデミックインターンシップを含め、生徒のインターンシップの参加について推進を図る。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響がある中でも、キャリア教育支援員等による学校訪問・企業訪問等を行うとともに、高校生合同企業説明会の対面での実施や、スタートアップマインドを醸成するセミナーの開催など、諸事業を行った。今後も、キャリア教育に関する取組の充実を図る。</p>					

(2) 社会に役立つ実学教育の推進

No.	取組内容		目標・目標値		
①	デュアルシステム、インターンシップの実施		インターンシップ参加生徒の割合の増加		
②	専門教育の教育内容及び設備の充実		定性的目標		
③	産業界との連携		協力企業数の増加		
経過					
No.	現状(策定時R2)	現状(R3)	現状(R4)	現状(R5)	現状(R6)
①	16.3% (R1)	12.8%	令和5年4月に調査実施予定	-	-
②	専門高校3校に技術革新に対応した機器の整備	専門高校6校においてデジタル化に対応した産業教育装置の整備	前年度整備した装置を活用した学習を実施 専門高校5校へ機器の整備	-	-
③	次世代技術者の育成促進に係る連携と協力に関する協定を締結している企業2社	同2社	同2社	-	-
現状と課題	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、インターンシップについて実施が難しい状況にあるが、受入企業等や学校において対策を講じながら可能な範囲で実施し、インターンシップの推進を図る。</p> <p>デジタル化に対応した設備を活用した学習を推進するため、本年度は5校に8品目の機器の整備を行った。引き続き、工業・農業などの職業に関する専門学科においては、地域や社会の発展を担う職業人を育成するため、施設・設備の充実に取り組む必要がある。</p> <p>産業界との連携については、令和元年度から企業2社の協力を得ている。</p>				
令和4年度の取組	No.は実現目標のNo.と対応		R4目標・目標値	R4現状値	
①	県内の企業や医療・福祉などに関する法人等へのインターンシップを充実させる。(再掲)		インターンシップ参加生徒の割合の増加 20%	令和5年4月に調査実施予定	
②	専門高校において設備を整備する。		産業教育装置の整備	5校に機器を整備	
③	専門高校において協定を締結している地域企業が作成したデジタル教材を活用する。		デジタル教材 e-learning 受講率の増加 15%	20.2%	
成果と今後の展開	<p>産業教育に関わる学校、5校へ8品目の機器の整備を行った。今後、更に機器の導入や更新を行うことで、先端技術を身に付け、社会で活躍できる職業人材を多く育てていく。</p> <p>企業が作成したデジタル教材の e-learning を活用することで、生徒は企業で実際に行われている研修内容を、自分のペースで学習することができた。今後は、更に多くの生徒が活用できるよう、e-learning を事前学習に取り入れるなど授業での活用について検討が必要である。</p>				

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 意 備 見</p>	<p>■専門高校における設備の充実や産業界との連携、専門高校生の進路について 専門高校における機器の整備や産業界との連携によってどのような人材が育って活躍しているのか、入学者獲得のために専門高校の教育が社会に役立っていることを中学生や社会に十分に届くようにする必要があると思われる。また、専門高校卒業生の高専への編入や大学進学を進めて魅力あるキャリアパスにする必要もあると思われる。</p> <p>■専門高校の活性化について 専門高校の充実についての取組がもっと見えるような形にしないといけないと思う。また、学科の名称についても何か工夫が必要であると思う。 相手は中学生なので、どういうところが響くのか、また将来的なキャリアパスについてはどうなのかを考えていく必要がある。現在、高専の専攻科から大学院に進学できるようになっている。工業高校も高専のように学科の再編をしていかなければならないと感じる。ぜひ専門高校の活性化についてお願いしたい。</p>
----------------------------	---

<p>県 教 委 の 考 え 方</p>	<p>○専門高校における設備の充実や産業界との連携、専門高校生の進路について 令和3年度にデジタル化対応産業教育装置を整備し、実践的な学びを充実することで、即戦力となる人材育成を行っている。また、産業界と連携することで高性能機器を貸与いただくなど、高度な技術を学ぶことができている。 あわせて、入学者獲得に向けて、中学生や保護者、中学校の教員への専門高校の理解が必要と考え、各校で学校見学、中学校への出前授業、技術・家庭科の教員の専門高校での実技研修などを実施することで、魅力発信につなげている。 専門学科の高校生の進路について、毎年数名の生徒が高専へ編入している（和歌山高専、近大高専など）。また、大学進学について、近年増加傾向で様々な大学へ進学しており、専門高校＝就職というわけではなく、自分に合った進路を選択できる進路指導を行っている。このことについても中学生や保護者などに発信していきたいと考えている。</p> <p>○専門高校の活性化について 募集においてはなかなか苦労しているところもある。中学生に対していかに情報を発信していくかというところは今後も検討し、工夫していく必要があると考えている。御意見いただいた学科名の工夫や学科の再編についても今後十分検討させていただき、専門高校の魅力の発信方法について考えていきたい。 また、それぞれの専門高校のキャリアパスについても大学進学を含めて中学生に伝えていくことができるようにしていきたいと考えている。</p>
--	---

4

地域と協働して活躍する人を育てる

(1) 地域との連携・協働推進

No.	取組内容				目標・目標値		
	①	地域学校協働活動の充実				定性的目標	
	②	県立学校におけるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進				全校で設置	
経過							
No.	現状（策定時R2）	現状（R3）	現状（R4）	現状（R5）	現状（R6）		
①	地域学校協働本部整備率 67.7%	地域学校協働本部整備率 68.6%	地域学校協働本部整備率 71.0%	-	-		
③	導入率 22.7%	導入率 33.3%	導入率 85.4%	-	-		
令和4年度 の取組 No.は実現 目標のNo. と対応	No.	取組内容		R4目標・目標値	R4現状値		
	①	市町村担当者会議や訪問等において、地域学校協働活動推進員等の重要性を周知するとともに、推進員等の理解や資質向上を目的とした連絡会の開催により、地域学校協働活動を推進する体制の一層の充実を図る。		地域学校協働本部整備率の増加(前年度比)	71.0%		
②	県立学校に学校運営協議会を設置する。		導入率 80%	導入率 85.4%			
成果と今後の展開	<p>地域学校協働活動推進員等連絡会を2回開催し、参加者にとっては、学校と地域の「協働」に対する理解が深まると共に、情報交換によって視野が広がり、活動に対する意欲が高まる機会となった。引き続き、地域人材による地域学校協働活動推進員等の配置が地域学校協働活動の推進に向けて重要であることを、市町村担当者会議や訪問において周知していく。</p> <p>各県立学校への訪問を通じて学校運営協議会の設置に向けた支援を行い、令和4年度8月1日現在、一部適正化対象校を除き、すべての県立学校に設置が完了した。今後、新設校における設置について一層の連携を図りながら準備を進めていく。</p>						

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

評 価 意 見	<p>■県立学校におけるコミュニティスクール（学校運営協議会制度）の推進について</p> <p>県立学校と県教育委員会の協働で、学校運営協議会設置が目標値を越えて大きく進んだ点は評価できる。次のステップとしては、学校運営協議会の協議の制度趣旨に基づく実質化が予想される。設置校の学校運営協議会の協議内容の現状や課題、好事例、協議内容の実質化と学校改善の進展に向けた県教育委員会の支援等の見通しについて教えていただきたい。</p>
------------------	---

県 教 委 の 考 え 方	<p>○県立学校におけるコミュニティスクール（学校運営協議会制度）の推進について</p> <p>令和4年度において、一部適正化対象校を除き、すべての県立学校にコミュニティ・スクールの導入を完了した。新設校における設置においても当該校と連携を図りながら準備を進めている。</p> <p>「コミュニティ・スクール」は、導入するだけでなく、学校・家庭・地域の連携・協働による「社会総がかりでの教育」、「特色と魅力ある学校づくり」の実現に向け、より適切な運営を行う必要があると考えている。県教育委員会としても、そのための支援を重視している。</p> <p>また、今後は、学校運営協議会の運営状況を客観的に判断し、その質的向上に向けて活用できる、セルフチェックシートを作成し、連絡会等において、各校におけるコミュニティ・スクールの現状把握に活用する予定である。</p> <p>コミュニティ・スクールが奈良県の教育にとって有効なツールとなるよう今後も取り組んでいく。</p>
---------------------------------	--

4

地域と協働して活躍する人を育てる

(2)地域社会に貢献する人材の育成

実現目標	No.		取組内容		目標・目標値	
	①		「郷土学習の手引」の活用		活用件数の増加	
	②		郷土の伝統、文化、自然等に関する学習「奈良 TIME」の充実		各校の実践事例をまとめた冊子の作成	
	③		主権者教育の推進		地域社会との連携及び協働及び外部人材の活用	
経過						
	No.	現状（策定時・R2）	現状（R3）	現状（R4）	現状（R5）	現状（R6）
①		-	追加事例の作成・周知	事例の周知	-	-
②		「奈良 TIME 指導事例集」の追加事例の配布	「奈良 TIME 指導事例集」の追加事例の配布	「奈良 TIME 指導事例集」の追加事例の配布	-	-
③		-	選挙管理委員会等との連携	選挙管理委員会等との連携	-	-
現状と課題	<p>「全国学力・学習状況調査」によると、今住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合が全国平均を下回るなど、地域とのつながりの希薄化が進んでいる。このため、学校教育において、自国や郷土の歴史や文化などを理解し、ふるさと奈良に誇りや愛着をもつとともに、異なる価値観や歴史・文化・宗教などへの理解が深められるよう、教育内容の充実に努めなければならない。</p> <p>また、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせることも必要である。</p>					
令和4年度の取組	No.	取組内容	R4目標・目標値	R4現状値		
Noは実現目標のNoと対応	①	全小・中学校等に配布した「郷土学習の手引」の活用を促す。	追加事例集を全小・中学校等に配布 活用件数の増加	事例の周知		
	②	「奈良 TIME」の取組を充実し、その成果の発信を行う。	追加事例集を全県立高等学校に配布 学習研究発表会の開催1回	追加事例集を全県立高等学校に配布 学習研究発表会の開催1回		
	③	I C Tを活用した主権者教育について研究を行い、その成果として実践事例集を作成する。	実践事例集を全県立学校に配布	事例集の作成・配布		
成果と今後の展開	<p>教育課程研究集会において、小学校の教員及び中学校の社会科教員に「郷土学習の手引」を活用する学習指導について周知した。今後も事例を増やし、小・中学校での積極的な活用を促す。</p> <p>高等学校では、「奈良 TIME」の追加事例集を作成し、全県立高等学校に配布、成果の発信を行った。令和4年度は、総合的な探究の時間の発表のよりよい在り方を研究会とともに検討し、オンラインを活用して生徒の発表数を増やす方向性を定めることができた。さらに「奈良 TIME」の取組の一層の充実を図る。</p> <p>令和4年度から新科目「公共」の授業が始まったことに伴い、オンラインによる教員向けの研修を実施し、同科目「公共」の指導事項を確認するとともに主権者教育の実践的な取組について事例の検討を行った。また、成年年齢が18歳に引き下げられたことも踏まえ、外部人材やI C T機器を活用した実践的な指導を推進し、生徒が主体的に社会と関わるができるよう、引き続き主権者教育の更なる充実を図っていく。</p>					

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

評 価 意 見	<p>■主権者教育の推進について 主権者教育のほか、消費者教育についても、積極的に外部人材やICTを活用して進めていただきたい。</p>
------------------	--

県教委の 考え方	<p>○主権者教育の推進について 主権者教育や消費者教育等におけるICTの効果的な活用等について検討を行うためにワーキンググループを立ち上げ、年度末には、その成果を事例集として取りまとめた。事例集では、ICTの活用のみならず、外部人材の活用についても具体的な事例を交えて紹介しており、現在、県教育委員会 Web サイトにおいて公表している。また、成年年齢の引下げに対応するために、消費生活センターと奈良弁護士会とのコラボ講座を新たに企画するなど、外部人材を活用した消費者教育、法教育の充実にも取り組んでいる。今後も、研修等の機会において積極的なICTや外部人材の活用について指導を行ったり、各校の好事例を紹介したりするなどして、主権者教育及び消費者教育の一層の推進を図っていく。</p>
-------------	---

4

地域と協働して活躍する人を育てる

(3) グローバル人材の育成

実現目標	No.		取組内容		目標・目標値		
	①	グローバルマインドの育成や、外国語教育の推進		定性的目標			
	②	海外留学や国際交流を促進するための機会の提供		定性的目標			
	③	県立国際中学校の設置		令和5年度開校			
経過							
実現目標	No.		現状(策定時・R2)	現状(R3)	現状(R4)	現状(R5)	現状(R6)
	①	高校生対象のセミナーや教員対象の研修講座の実施(R1)	中学・高校生対象のセミナーや教員対象の研修講座の実施	中学・高校生対象のセミナーや教員対象の研修講座の実施	-	-	
	②	海外留学フェアを開催(R1)	海外留学フェアを開催	海外留学フェアを開催	-	-	
	③	-	開校準備委員会の実施 学校説明会の実施	開校準備委員会2回実施 学校説明会及び授業体験会各1回ずつ実施	-	-	
現状と課題	<p>グローバル化時代においては、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けたグローバル人材の育成が求められていることから、外国語で積極的にコミュニケーションを図ることができる資質・能力の育成に向けた英語教育の更なる改善が必要である。このため、英語授業においては、特に、生徒の英語による言語活動時間の割合を更に高める必要がある。</p> <p>また、生徒がグローバル社会へ視野を広げる契機となるセミナーやフェアを実施し、中高生10名が参加した。</p> <p>県立国際中学校の令和5年度開校に向けて、学校説明会及び授業体験会を開催し、これまでに検討した教育内容を広く公表した。</p>						
令和4年度の取組	No.		取組内容	R4目標・目標値		R4現状値	
No.は実現目標のNo.と対応	①	英語指導力向上研修の実施 英語教育の推進を目的に、県内の各学校における外国語・英語担当教員の指導力向上のための研修を実施する。		英語教育実施状況調査 授業における、生徒の英語による言語活動時間の割合 中学校 100% 高等学校 75%		中学校 61.9% 高等学校 63.8%	
	① ②	海外の大学に進学した学生等を招聘した高校生対象のセミナー及び海外留学フェアを開催する。		セミナー参加者の満足度 90%以上		90%	
	③	県立国際中学校の令和5年度開校に向けて、教育内容等を検討する。		開校準備委員会の実施		2回実施	

<p>成果と今後の展開</p>	<p>令和4年度も新型コロナウイルス感染症の影響で、授業中の言語活動が制限されたため、生徒による言語活動の時間の割合が減少した。制限は緩和されつつあるので、今後、新型コロナウイルス感染症感染拡大前の水準まで言語活動の割合が回復するよう、取組を進めていく。</p> <p>新型コロナウイルス感染症関係の渡航制限等の緩和に伴い、卒業後に海外大学への進学を目指したり、高校在学中に海外留学を行ったりする生徒の数の回復が見込まれる。海外大学進学セミナー及び海外留学フェアの開催により、生徒、保護者及び教員等に適切な情報を提供していきたい。</p> <p>県立国際中学校について、国際バカロレア認定に向けて学校を支援していく。</p>
-----------------	--

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評価意見</p>	<p>■グローバル人材の育成について</p> <p>県立国際高等学校を中心に、法隆寺国際高等学校、高取国際高等学校とも協働してグローバル人材育成の拠点づくりを行ってほしい。国際高等学校3校として連携した取組があれば国際系の高校全体のイメージアップにもつながって良いかと思う。</p> <p>また、奈良県は観光県でもあり、コロナの収束にもなって今後外国からの観光客もどんどん増えてくると思う。そういった中で、取組の中で育ってくるグローバル人材が奈良の魅力を世界に発信し活躍していただいで奈良のさらなる活性化に貢献していただければ非常に嬉しい。国際高等学校を中心とした人材育成がさらに進展していくことを願っている。</p>
-------------	---

<p>県教委の考え方</p>	<p>○グローバル人材の育成について</p> <p>現在、奈良県立国際高等学校では文部科学省のWWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業の採択を受け、令和3年度から令和5年度の3年間取組を行っている。本事業はSDGs等の世界的な課題解決を目指し、探究活動等を通してグローバル人材育成を目指す事業であり、同時に拠点校である国際高等学校の取組及び成果を事業連携校にも広げ、事業成果を複数の高等学校で共有する事業でもある。事業連携校として、法隆寺国際高等学校、高取国際高等学校はもちろん奈良高等学校、畝傍高等学校、青翔高等学校、奈良女子大学附属中等教育学校、奈良学園登美ヶ丘高等学校がある。</p> <p>本事業では、毎年、「高校生国際会議」を開催することになっており、県内、県外及び海外の高校生たちが意見交流し、提言をまとめることになっているが、法隆寺国際高等学校と高取国際高等学校は初年度から「高校生国際会議」生徒運営委員会に多数の生徒を参加させ、会議の運営に携わってきた。この生徒間交流は、学校の枠を越えたグローバル人材育成の取組であると言える。また、これらの運営委員会の開催時には、引率教員も参加することになっており、法隆寺国際高等学校及び高取国際高等学校の教員も積極的に参加している。両校教員のこれらの活動への参加は、それぞれの学校におけるグローバル人材育成のスキルアップにつながっている。</p>
----------------	--

4

地域と協働して活躍する人を育てる

(4) 社会教育の推進

(4) 社会教育の推進						
実現目標	No.		取組内容		目標・目標値	
	①	社会教育関係者の資質向上及びネットワークの構築を図るための研修の実施			受講修了者数の増加	
	経過					
	No.	現状(策定時R2)	現状(R3)	現状(R4)	現状(R5)	現状(R6)
	①	13人	15人	15人	-	-
現状と課題	<p>社会教育関係者の資質向上とネットワークの構築を図るため、各市町村の社会教育担当職員や社会教育を推進する者を対象として、「社会教育実践講座」を開催した。</p> <p>令和4年度は全4回実施し15名の参加があった。1名の異動があり、受講修了者数は昨年度と同数になったが、今年度は行政職員のみならず、地域学校協働活動推進員(コーディネーター)や学校事務職員、社会教育委員などの受講があり、さまざまな教育関係者のつながりを広げることができた。</p> <p>今後、全ての市町村の社会教育関係者におけるネットワークの構築が図れるよう、未参加の市町村への働きかけを強める必要がある。</p>					
令和4年度の取組	No.		取組内容		R4目標・目標値	R4現状値
No.は実現目標のNo.と対応	①	社会教育関係者の資質向上を図るための研修を実施する。			受講修了証発行数の増加(前年度比)	15人
成果と今後の展開	<p>社会教育実践講座の実施後のアンケートでは、受講者の満足度が100%であった。今年度はICTを用いて事業内容を配信する講座内容を取り入れ、各市町村での研修方法が広がった。</p> <p>今後は、より多くの市町村において、地域の人材育成につながる研修を実施できるよう支援するとともに、適宜市町村を訪問し、社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりの方途等について丁寧に説明を行っていく。</p>					

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

評 価 意 見	<p>■「社会教育実践講座」に未参加の自治体数や今後の見通しについて 「社会教育実践講座」に未参加の自治体は、県下でどの程度となるか具体的に教えていただきたい。 その上で、「働きかけ」をどのように行っていくか、講座での育成の後のネットワーク化をどのように 図っていくか、見通しを御説明いただきたい。</p>
------------------	---

県 教 委 の 考 え 方	<p>○「社会教育実践講座」に未参加の自治体数や今後の見通しについて 令和4年度の「社会教育実践講座」の未参加自治体数は32市町村であった。 令和4年度には、当課社会教育主事が訪問し参加を呼びかけ、対面参加が困難な場合、オンライン参 加を可能とした。今後も市町村担当者会議等の機会を通じた働きかけや、参加しやすい講座体系を実施 するなど、多くの自治体が参加いただけるよう取り組んでいく。 本講座を通じて、市町村における地域課題や取組内容を共有することで、社会教育関係者同士のつな がりによる市町村間のネットワークづくりを図っていきたいと考えている。</p>
---------------------------------	--

5

地域で個性が輝く環境と仕組みをつくる

(1) 学校教育における人権教育の推進

実現目標	No.		取組内容		目標・目標値			
	①	新しい「人権教育推進プラン」に沿った人権教育の推進			定性的目標			
	②	教職員、特に初任者等への研修の機会の充実			研修参加者の満足度 90%以上			
	③	人権教育学習資料の活用促進、新たな教材等の作成			人権教育学習資料の活用率の増加			
	経過							
経過	No.		現状(策定時R2)	現状(R3)	現状(R4)	現状(R5)	現状(R6)	
	①	推進計画・年間指導計画に「人権教育の推進についての基本方針」「人権教育推進プラン」との関係性を定めている学校 65.5%		推進計画・年間指導計画に「人権教育の推進についての基本方針」「人権教育推進プラン」との関係性を定めている学校 73.8%	推進計画・年間指導計画に「人権教育の推進についての基本方針」「人権教育推進プラン」との関係性を定めている学校 77.6%	-	-	
	②	97.0% (R1)		97.0%	97.0%	-	-	
	③	71.2%		69.3%	80.0% (調査方法を変更)	-	-	
現状と課題	<p>各学校における人権教育推進計画及び年間指導計画に県の「人権教育の推進についての基本方針」(以下、「基本方針」)や新しい「人権教育推進プラン」(以下、「推進プラン」)との関係性を定めている学校の割合は、令和3年度から3.8ポイント上昇しており、平成31年3月に「推進プラン」が策定されて以降増加傾向にある。各種教職員研修における参加者の満足度は97.0%と、目標を大きく上回った。</p> <p>人権に関する課題は多様化・複雑化しており、これらに対応できる資質や能力を身に付けた人材の育成が急務となっていることを踏まえ、人権が尊重される社会づくりに向け具体的に行動できる児童生徒を育成するため、教育活動全体を通じて人権教育を推進することが大切であり、そのために教職員の資質能力の向上を図ることが必要である。</p>							
令和4年度 の取組	No.		取組内容		R4目標・目標値		R4現状値	
	①	「人権教育についての基本方針」に則り、新しい「人権教育推進プラン」に沿った人権教育の在り方についての指導助言のための指導主事派遣を行う。			学校訪問及び研修講座における指導主事派遣数50回以上		学校訪問及び研修講座における指導主事派遣数49回	
	②	キャリアステージに応じた研修や今日的な人権課題に即した研修を実施する。			研修参加者の満足度90%以上		研修参加者の満足度97.0%	
	②	部落問題学習の指導者用資料を活用した研修を実施する。			研修へ参加する学校の割合90%以上		研修へ参加した学校の割合65.6%	
	③	部落問題学習の具体的な指導法や展開例を掲載した資料を作成し、県内の全中学校及び高等学校に配布する。			県内全中学校及び高等学校への資料配布		県内全中学校及び高等学校への資料配布	
No.は実現目標のNo.と対応	③	各種研修や学校訪問等を通じて、人権教育学習資料集「なかまとともに」の活用促進を図る。			「なかまとともに」活用率75%以上		80.0% (調査方法を変更)	

<p>成果と今後の展開</p>	<p>新型コロナウイルス感染症感染拡大以降、学校等への指導主事派遣数はコロナ禍前に比べると少なくなっているが、ライフステージに応じた各種研修を通じて「基本方針」に則り「推進プラン」に沿った人権教育の在り方についての理解を深める内容の講義等を実施した。また、指導助言等において『なかまとともに』に掲載されている教材の紹介や、教材に即したワークシートの提供等を行った。「基本方針」に則り「推進プラン」に沿った人権教育を今後さらに推進するために、「推進プラン」に即した指導助言を行うための指導主事派遣をはじめ、各種研修講座における「推進プラン」の説明に取り組む。あわせて、『なかまとともに』の活用が進むよう、教材の紹介はもとより、展開例やワークシート等を積極的に提示する。</p> <p>令和4年度は、おもに小学校教職員を対象とした部落問題学習に関する指導資料集を作成・配布するとともに、指導資料集の活用についての教職員研修を3回実施した。学校における部落問題学習のさらなる充実・発展を図るために、中学校・高等学校教職員対象の指導資料集を作成し、令和5年度は、活用についての研修を実施するとともに、校内研修等で活用できるコンテンツの編集にも取り組む。</p>
-----------------	--

(2) いじめ・不登校等への対策

実現目標	No.	取組内容			目標・目標値	
	①	「奈良県いじめ防止基本方針」に基づく取組の徹底			定性的目標	
	②	「いじめ防止強化月間」の取組推進			定性的目標	
	③	不登校児童生徒に対する学習の支援			定性的目標	
	経過					
	No.	現状（策定時・R2）	現状（R3）	現状（R4）	現状（R5）	現状（R6）
	①	方針の周知	方針に基づく取組の徹底	方針に基づく取組の徹底	-	-
	②	県立学校における試行的実施	県立学校における実施	県立学校における実施	-	-
	③	-	支援の開始	支援の継続	-	-
現状と課題	<p>平成25年のいじめ防止対策推進法成立以降、いじめの積極的認知と組織的対応の推進に努めてきたが、令和3年3月に改定された「奈良県いじめ防止基本方針」に基づく取組等、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に強化・推進する必要がある。</p> <p>また、不登校児童生徒の支援に関しては、教育機会確保法に基づく児童生徒の社会的自立を目指した教育、児童生徒一人一人の個別最適な学び等を実現するため、これまでの心理的支援や福祉的支援に加え、学習支援に力を入れる必要がある。</p>					
令和4年度の取組	No.	取組内容		R4目標・目標値		R4現状値
	①	「奈良県いじめ防止基本方針」の趣旨を徹底する。		県立学校における「学校いじめ防止基本方針」の見直し		県立学校における「学校いじめ防止基本方針」の改定
	① ②	県教育委員会主催の各種研修講座及び各校の校内研修等において、「奈良県いじめ防止基本方針」に基づく取組を周知し、教職員の資質向上を図る。		県内全公立学校長等を対象とするいじめ防止対策に係る研修を実施		県内全公立学校長等を対象とするいじめ防止対策に係る研修会を実施
	① ②	いじめの早期発見・早期対応のため、いじめの積極的認知に取り組む。		1,000人あたりの認知件数全国平均以上 解消率80%以上		1,000人あたりの認知件数全国平均以上 R3解消率 県83.2% (全国80.1%)
No.は実現目標のNo.と対応	③	不登校児童生徒に対して、オンライン等を活用した学習支援に係る教材を開発する。		開発した教材を活用した学習プログラムの作成及び実施		4教科91本の教材を作成し9人に実施

<p>成果と今後の展開</p>	<p>「奈良県いじめ防止基本方針」の改定に伴い、県立学校において「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行い、令和4年度末現在、全ての県立学校で方針の改定を終えたところである。保護者や地域住民が容易に方針を共有できるよう、「学校いじめ防止基本方針」を各県立学校 Web サイトに掲載するなど、全ての県立学校でいじめ防止等のための対策の推進に取り組んでいく。</p> <p>また、12月を「いじめ防止強化月間」と定め、県内全公立学校長等を対象としたいじめ防止対策に係る研修会を実施するなど、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応への取組を徹底するとともに、年度内のいじめ解消に向けて対策を強化することができた。引き続き、いじめの積極的な認知及びいじめ解消に向け各学校の実態に応じた取組の充実を図っていく。</p> <p>さらに、オンライン等を活用した学習支援については、4教科 91 本の教材を作成し、学習に不安を抱える不登校児童生徒へ支援を届けることができた。今後、体系的で系統的な学びになるよう、これらの教材を活用し、より多くの児童生徒の個に応じた支援につなげていく。</p>
-----------------	---

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評価意見</p>	<p>■いじめの認知件数と解消率について 認知件数が多いのは評価できる。ただ、解消率が高い点については、もともと、いじめなど人間関係の問題は、教師の努力や力量に関わらず、容易に解消できるものではないという前提に立ち、生徒から形式的な反省や謝罪を引き出すだけで解決扱いすることがないよう、いじめが陰湿化、深刻化しないよう慎重に観察し続ける方針を徹底していただきたい。</p> <p>■いじめの認知件数と認知した事案の今後について 令和4年の数値を見ると、学校ごとの数字を公表せず、県としての認知件数が多いことを評価する形で示していることがいいと思う。解消率については、いじめは人間社会では起こり得るもので、容易に解消できるものではないので、解消率が高まることに重きを置くのではなく、事態が深刻化しないように注意を払うことが大切である。認知した事案を追跡し続けることに力点を置いた指導がいいのではないかと思う。</p>
-------------	---

<p>県教委の考え方</p>	<p>○いじめの認知件数と解消率について 県教育委員会では、県立及び各郡市校長会や各校種の生徒指導研究会、各郡市生徒指導部会、各種研修会等を通じて、いじめ問題の理解を深め、いじめ解消の判断を安易に行わず、解消後も見守り及び支援が継続されるよう指導・助言している。</p> <p>○いじめの認知件数と認知した事案の今後について いじめの認知件数については、全国的な取組により、奈良県の認知件数は高かった。学校での見守りやいじめに対する認識が変わってきたと考える。今年度は、いじめの認知に関するアプリを開発し、教員が毎日子どもを見守る 17 項目を入力するという内容を、モデルとして 12 小中学校で先行実施中であり、秋には、県内全公立小中学校で本格実施する予定である。教員の負担とならないように簡単に入力できるよう開発中である。委員お述べのとおり、いじめを追跡することに力を入れていきたい。</p>
----------------	--

(3) 特別支援教育の推進

No.	取組内容		目標・目標値		
①	障害のある子どもと障害のない子どもの交流及び共同学習の充実		子どもの実態に応じた交流及び共同学習の計画的な実施		
②	個別の教育支援計画や個別の指導計画の実効性のある活用		作成率の増加		
③	特別支援教育に関する研修会の実施		実施率の増加		

経過

No.	現状(策定時・R2)	現状(R3)	現状(R4)	現状(R5)	現状(R6)
①	市町村教育委員会等に交流及び共同学習の事例等について周知	主体的に取り組める交流及び共同学習に向けた事前学習の実施	相互理解を深めるための交流及び共同学習の実施	-	-
②	個別の教育支援計画作成率 70.5% 個別の指導計画作成率 81.4%	個別の教育支援計画作成率 85.4% 個別の指導計画作成率 87.5%	個別の教育支援計画作成率 95.0% 個別の指導計画作成率 95.8%	-	-
③	研修を実施した小・中学校の割合 75.5%	研修を実施した小・中学校の割合 80.5%	研修を実施した小・中・高等学校の割合 85.4%	-	-

※ ②は通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒（通級による指導を受ける児童生徒を除く）の作成率

現状と課題
<p>子どもの実態に応じた交流及び共同学習が計画的に実施されるよう、「奈良県の特別支援学校と小学校・中学校・高等学校との『交流及び共同学習』実践事例集」を提示し、市町村教育委員会特別支援教育担当者を対象とした協議会や教員を対象とした研修会等で交流及び共同学習の意義等を伝えている。各校において、年間を通じて計画的に交流及び共同学習の機会を設け、相互理解を深めることができるよう活動内容の充実が図られている。</p> <p>通級による指導を受けている児童生徒や特別支援学級に在籍する児童生徒への個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成が義務付けられたが、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成及び活用が求められている。作成率は年々上昇しており、個別の教育支援計画の作成率は令和3年度から9.6ポイント、個別の指導計画の作成率は令和3年度から8.3ポイント上昇した。</p> <p>小・中学校だけでなく、高等学校においても特別な支援を必要としている生徒が在籍しており、小・中・高等学校の全ての教員の特別支援教育に関する知識や理解を深めるため、研修を実施することが重要である。また、センター校の役割を担う特別支援学校においてもその機能を強化するため、さらに研修等の充実を図ることが必要である。</p>

	No.	取組内容	R4目標・目標値	R4現状値
	令和4年度の取組 No.は実現目標のNo.と対応	①	児童生徒同士が相互理解し、互いを尊重し合う大切さを学ぶことができるよう、事前事後学習を含む全活動において、使用する教材等を工夫し、ねらいが達成できるような活動内容の充実を図る。	児童生徒同士の相互理解を深めることをねらいとした活動内容の充実
	②	通常の学級に在籍する障害のある児童生徒についても個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用に努める。	通常の学級に在籍し個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成している児童生徒（通級による指導を受けている児童生徒を除く）の割合の増加	個別の教育支援計画作成率 85.4%→95.0% (R3)(R4) 個別の指導計画作成率 87.5%→95.8% (R3)(R4)
	③	特別支援教育に関わる知識や理解を深めるため、学校等支援で行う職員研修会等、各校の実情に応じた研修を実施する。	特別支援教育に関する研修を実施した学校の割合(小・中・高等学校)の増加	研修を実施した小・中・高等学校の割合 76.2%→※85.4% (R3)(R4)
成果と今後の展開	<p>交流及び共同学習の実施にあたり、特別支援学校教員が小・中学校等に出向いて、児童生徒を対象に、障害特性の理解を深めるための事前事後学習を行うなどし、交流及び共同学習を行うことができた。また、例えば、互いの学校を交えたチームを作って相談しながら進めていくような活動を取り入れるなどし、相互理解を深めることができるよう活動内容を工夫することができた。今後も計画的に交流及び共同学習の機会を設け、さらに、児童生徒同士が相互理解して互いを尊重し合う大切さを学ぶことができるよう、交流及び共同学習を継続して実施したり、多くの小・中学校と実施したりするなどして、活動内容の充実を図っていく。</p> <p>障害のあるすべての児童生徒の教育的ニーズに応じた指導や支援が必要であるため、市町村教育委員会を対象にした協議会や教職員を対象とした研修会等において、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成及び活用について周知を行った。さらに、必要に応じて個別の実態に応じた課題の設定や具体的な記入の仕方を伝えたり、関係機関等との連携における活用例を伝えたりするなどしてサポートしている。今後も個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成及び活用に向けた取組を更に進めていく。</p> <p>特別支援教育に関わる知識や理解を深めることができるよう、学校等支援で行う職員研修会等において、各校の実情に応じた研修を実施してきた。さらに、小・中・高等学校の全ての教員が特別支援教育に関わる知識や理解を深めることができるよう研修を充実させていく。</p>			

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 意 価 見</p>	<p>■特別支援教育の推進について 奈良県の特別支援学校と小学校・中学校・高等学校との『交流および共同学習』実践事例集を下記のサイト https://www.pref.nara.jp/secure/239226/kouryuu.pdf で閲覧しました。内容も充実していて高く評価できる。こうした成果の公表について、ホームページのどこに掲載されているのか、URL も積極的に明示していただけるとよいと思う。 「成果と今後の展開」の最後に書かれているが、「小中高等学校の全ての教員が特別支援教育に関する知識や理解を深める」ことは非常に重要な指摘だと思う。ぜひさらなる研修を充実させていただきたい。</p> <p>■ICTを活用した実践例について GIGA スクール構想に基づく一人一台端末が 2020 年以降導入されて 3 年目を迎えているが、特別支援の分野でも補助ツールとして役立つと考える。ICTを活用した実践等について、奈良県として共有しているものなどはあるのか。</p>
----------------------------	---

<p>県 教 委 の 考 え 方</p>	<p>○特別支援教育の推進について 今後は、いただいた御意見を参考にし、現状の作成率や実施率を示すことに加えて、次年度の目標値を数値化して示すこととするとともに、成果の公表については積極的に明示していきたい。</p> <p>○ICTを活用した実践例について 研究指定をしている特別支援学校において、端末を使った実践事例等を現在収集して、事例集を作成しているところである。各特別支援学校は地域の特別支援教育のセンター的機能を有しているため、視線入力装置等を配置しており、地域の小中学校から依頼があった際には、担当教員が出向いて装置の活用や取組の支援を行っている。今後も ICT の活用を推進していきたい。</p>
--	---

(4) 多文化共生教育の推進（外国人児童生徒等への対応）

実現目標	No.		取組内容			目標・目標値	
	①	一人一人に応じた日本語指導の実施				定性的目標	
	②	多文化共生教育、日本語指導に関する研修講座の充実				満足度 90%以上	
経過	No.		現状（策定時・R2）	現状（R3）	現状（R4）	現状（R5）	現状（R6）
	①	教職員対象の研修 年2回開催		年2回	年2回	-	-
	②	98.4%		97.5%	97.9%	-	-
現状と課題	一人一人の日本語の習得の実態に応じた日本語指導に係る教職員研修を2回実施した。また、多文化共生の考え方に基づく教育や、日本語指導が必要な外国人児童生徒等の実情に即した日本語指導の在り方に関する研修講座における参加者の満足度は97.9%であり、令和3年度をわずかに上回った。今後、一層加速するグローバル化の流れを鑑みると、全ての学校で外国人に対する偏見や差別意識を解消するとともに、違いを豊かさとして捉え、多様な文化を理解し尊重する価値・態度を育成する必要がある。						
令和4年度の取組	No.		取組内容		R4目標・目標値		R4現状値
	①	自主夜間中学を含む地域日本語教室の人材不足を解消し、受入拡充を図るため、専門知識を有する講師を派遣する。			派遣時間数 200時間以上		派遣時間数 210時間
	①	教職員及び社会教育関係者を対象に、多文化共生教育や日本語指導の在り方等をテーマとした、外国人児童生徒等の教育に関する研修を実施する。			研修参加者の満足度 90%以上		研修参加者の満足度 98.0%
	②	各学校及び地域日本語教室等において、個に応じた日本語指導ができる日本語指導者・ボランティア等を育成する研修を実施する。			研修参加者のべ150人以上		研修参加者のべ119人
	②	各種研修や学校訪問等を通じて、人権教育学習資料「なかまとともに」の活用促進を図る。（再掲）			「なかまとともに」 活用率75%以上		80.0% （調査方法見直し）
成果と今後の展開	<p>地域日本語教室における人材不足を解消するとともに、日本語学習を希望する外国人の受入れ人数の増員を図るため、既存の日本語教室及び自主夜間中学に専門知識を有する講師（日本語教師）をのべ210時間派遣した。今後、外国人の入国制限緩和等により、奈良県においても外国人が増加することを想定し、既存の日本語教室に対する専門知識を有する講師（日本語教師）の派遣についてより広く周知し、派遣時間数の増加のみならず、日本語教室の質の向上を図り、日本語教室の生徒の日本語学習機会を確保する。</p> <p>日本語指導者（ボランティア含む）の指導力の向上、ひいては地域日本語教室の質の向上を図るため、指導者育成研修を5回実施、参加者はのべ119人であった。受講対象者を行政職員や教職員にも拡大したことで、令和3年度より受講者が増加した。今後も、日本語学習支援者に望まれる資質・能力を身に付けることを目的とした内容のみならず、学習者の理解や多文化共生等の内容も加味した研修を構築していく。あわせて『なかまとともに』を活用し、多文化共生教育の更なる充実を図る。</p>						

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

評 意 価 見	<p>■日本語指導者・ボランティア等を育成する研修の実施について 令和4年度の目標・目標値を、研修参加者のべ150名とした理由は何だったのか。それに対して、のべ119名はどのように受けとめたらよいのか。</p>
------------------	---

県 教 委 の 考 え 方	<p>○日本語指導者・ボランティア等を育成する研修の実施について 本研修は、地域日本語教室の日本語指導者（ボランティア含む）、市町村の外国人施策や日本語教育の担当課職員、学校教職員等を対象とした、指導者の資質向上をねらいとしたもので、おもに演習中心の内容であるため、1回の参加者数を35(30～40)人程度と想定し、目標値を設定した。 令和4年度より受講対象者を行政職員や学校教職員にも拡大し、参加者を募りましたが、結果としては参加者のべ119人の大半が地域日本語教室関係者であった。今後は、本研修を地域や学校における課題等を出し合ったり、解決のヒントを得たりする機会と捉え、日本語教室未設置地域の行政職員や、学校で児童生徒を対象に日本語指導（支援）を行っている教職員にもより多く受講していただけるよう、周知の仕方を検討していく。</p>
---------------------------------	---

IV 関連資料

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

抜 粋

（事務の委任等）

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

- (1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること
- (5) 次条の規定による点検及び評価に関すること。
- (6) 第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第1項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第1項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第1項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

（平成27年4月1日改正法施行）

奈良県教育委員会点検・評価実施要領

(目的)

第1 県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況を点検・評価し、効果的な教育行政の推進及び改善・充実に資することを目的とする。

(点検・評価の対象)

第2 次に掲げる項目について、点検・評価を実施する年度の前年度の実績に基づき、点検・評価を行う。

- (1) 県教育委員会の活動状況
- (2) 県教育委員会が実施する施策及び事業
- (3) 県教育委員会が定める時の課題項目

(推進体制)

第3 点検・評価の円滑な実施を図るため、教育長、教育次長、教育研究所長、事務局各課(室)長により内部評価委員会を設置する。

2 作業部会として事務局各課(室)及び教育研究所の課(室)長補佐級職員により内部評価ワーキンググループを組織し、点検・評価全般に係る事務を行う。

(点検・評価の主体)

第4 県教育委員会が点検・評価を実施する。

2 第2に掲げる項目に係る資料の作成は、以下のとおり行う。

- (1) 県教育委員会の活動状況については、企画管理室で素案を作成する。
- (2) 県教育委員会が実施する施策及び事業の評価については、施策・事業体系に従って、それぞれを担当する課(室)及び教育研究所が施策評価シートを作成し、内部評価ワーキンググループにおいて総括する。
- (3) 時の課題項目については必要に応じテーマを設定し、教育政策推進課がテーマに係る課(室)及び教育研究所と連携を図りながら点検・評価を行う。

(点検・評価の手法)

第5 点検・評価は、以下のとおり対象に応じた手法により行う。

- (1) 県教育委員会の活動状況については、教育委員会の開催状況や審議事項等を総括し点検する。
- (2) 県教育委員会が実施する施策及び事業については、全国比較・経年分析等が可能なデータを収集し、現状分析を行うとともに課題を整理し今後取り組む施策の方向性を明らかにする。
- (3) 時の課題項目については、必要に応じ点検・評価の資料となる情報・データ等を収集し、客観的事実に基づいて施策の現況や効果を評価する。

(第三者からの意見聴取)

第6 点検・評価の客観性・公平性を高めるため、学識経験者等により組織する「教育評価支援委員会」を設置し、点検・評価の方法や結果について意見を聴取する。

(点検・評価の報告)

第7 点検・評価報告書を作成し、県議会に提出する。

(点検・評価の公表)

第8 点検・評価報告書を県議会へ提出し報告受理の議決を得た後、県教育委員会のホームページに掲載するほか、リーフレット「学校教育の充実のために」にも概要を掲載し公表する。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年6月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

教育評価支援委員会設置要綱

(設置)

第1 県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況を点検・評価するにあたり、点検・評価の客観性・公平性を高めるため、点検・評価の方法や結果について意見を聴取することを目的として、教育評価支援委員会（以下「支援委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 支援委員会は、次のことについて協議し、県教育委員会に意見の具申を行う。

- (1) 点検・評価方法の改善・充実に関すること
- (2) 点検・評価結果に関すること

(組織)

第3 支援委員会は、7名以内の委員で組織する。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者及び保護者のうちから、県教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4 委員の任期は原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5 支援委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから互選により定め、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は会務を総理し、支援委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6 支援委員会の会議は、県教育委員会が招集し、委員長が進行する。

2 委員長は、必要があると認めるとき、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

3 支援委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7 支援委員会の庶務は、教育委員会事務局教育政策推進課において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。